

平成 18 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

「負担金補助及び交付金」に関する
財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 山田 拓幸

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
【 1 】 監査の種類	1
【 2 】 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
【 3 】 特定の事件の選定理由	1
【 4 】 個別検討対象補助金等の抽出基準	2
【 5 】 監査の方法	3
1 . 監査の視点	3
2 . 主な監査手続	3
【 6 】 監査対象期間	4
【 7 】 監査対象部署	4
【 8 】 監査の実施期間	4
【 9 】 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	4
【 10 】 利害関係の有無	4
第 2 枚方市の補助金等の概況	6
【 1 】 枚方市の補助金等の現状	6
1 . 年次推移	6
2 . 款別補助金等内訳推移	7
3 . 金額区分別の推移	8
4 . 経過年数別の推移	8
5 . 市の補助金に関する改革への取組み	10
【 2 】 枚方市の補助金等の財務事務	12
1 . 補助金等に関する規定	12
2 . 市の補助金等管理事務	12
第 3 枚方市の補助金等に関する結果及び意見	14
【 1 】 補助金等についての基本的な考え方	14
【 2 】 補助金等の全般管理に関する意見	15
1 . 市全体の補助金等支出戦略	15
2 . 補助金等交付規則について	16
3 . 補助金等交付要綱標準例の設定	17
4 . 補助金等の交付の結果の評価	18
5 . 補助金等一覧表の市民への開示	18

6 . 補助金等一覧表上での区分について	18
7 . 少額補助金等について	19
8 . 制度化後長期間経過している補助金等について	19
9 . 市民公募型補助金制度の導入について	19
【3】各補助金等に対する結果及び意見の総括	20
1 . 監査の結果	20
2 . 意見	21
第4 各補助金等に対する結果及び意見	25
1 . 自治会館建設等助成金（表番号1）	25
2 . 土地改良事業補助金（表番号2）	27
3 . 救急医療経費等に対する補助金（表番号3）	29
4 . 街かどデイハウス事業補助金（表番号4）	35
5 . 障害者福祉作業所運営補助金（表番号5）	38
6 . 精神障害者小規模通所授産施設運営補助金（表番号6）	42
7 . 私立保育所運営費補助金（表番号7）	45
8 . 水資源関係経費補助金（表番号8）	47
9 . 枚方市市街地再開発事業補助金（表番号9）	49
10 . 自治会館建設助成金（表番号10）	53
11 . 幼稚園就園奨励費補助金（表番号11）	
枚方市私立幼稚園幼児保育助成金（表番号12）	55
12 . 枚方寝屋川消防組合に対する負担金（表番号13）	57
13 . スポーツ振興センター負担金（表番号18）	59
14 . 政務調査費（交付金）(表番号19)	63
第5 結果及び意見がない監査対象補助金等の概要	67
1 . 電子入札システム運営事業負担金（表番号14）	67
2 . 北河内広域リサイクル共同処理事業負担金（表番号15）	68
3 . 楠葉中宮線整備負担金（表番号16）	70
4 . 車塚公園整備負担金（表番号17）	72

<p>数値は四捨五入で記入している。報告書中の表の合計は、端数処理の関係で内訳の合計と一致しない場合がある。</p>
--

第 1 包括外部監査の概要

【 1 】 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び「枚方市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」第 2 条に基づく包括外部監査

【 2 】 選定した特定の事件（監査テーマ）

「負担金補助及び交付金」に関する財務事務の執行について

【 3 】 特定の事件の選定理由

枚方市は、新しい時代の市民ニーズに応えるため、平成 8 年度以後行政改革に取り組んでいる。さらに、社会の成熟化・高齢化等により質・量ともに増大・多様化する市民ニーズに的確かつ持続的に対応できる安定した行財政基盤の確立を図ろうとしている。このような状況において、「枚方市構造改革アクションプラン」(平成 18 年 3 月)を策定し、補助金・負担金の整理合理化等による適正化を図ることを改革課題の一つとしている。

「負担金補助及び交付金」(以下、「補助金等」という。)の歳出額は平成 17 年度決算では 10,573 百万円、平成 18 年度予算では 9,626 百万円という規模であり、一般会計歳出の約 1 割を占め、重要な歳出項目となっている。

また、補助金等とは市が行政目的を達成するために一定の事務又は事業等に対して負担又は補助する経費であるため、その事業等の公益性、施策との適合性、支出結果の有効性等が厳しく問われるものである。

さらに、補助金等は時代の変遷や社会経済環境の変化に伴いその内容や必要性も変化していくべきものと考えられるが、一旦制度化されると既得権化されて硬直的な運用になりやすいことが懸念される。

このような状況下において、補助金等が住民の福祉の増進に努め最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、市の政策・施策等に合致しているか、支出の効果を適時に把握するとともに、補助等を今後とも継続すべきものかどうかについて十分に検討されているか等について包括外部監査を実施することが有用であると考え特定の事件として選定した。

【 4 】 個別検討対象補助金等の抽出基準

当該監査において市各部・課・室の補助金等の横断的検討等を行うために、次の考え方で個別検討対象補助金等を抽出した。

市における予算科目第 19 節「負担金補助及び交付金」の明細である補助金等一覧表の作成時点（平成 18 年 5 月）において平成 17 年度決算額が確定していなかったため、平成 17 年度予算における一般会計補助金等一覧表より、補助金等を交付しているすべての部署から個別検討対象補助金等を抽出した。抽出基準は、次のとおりである。

- （ A ）平成 17 年度予算における交付額が 20,000 千円以上かつ各課・室で最多額のもの。
- （ B ）平成 17 年度予算において、各課・室で最多額でなくても 1 億円以上のももの。
- （ C ）平成 17 年度予算における交付額が 20,000 千円以上のものはないが 10,000 千円以上の交付がある部があれば、当該 10,000 千円以上の各部で最多額のもの。

ただし、外郭団体に対する補助金等については、市における外郭団体との関係、取引のあり方とともに検討することが効果的であるため、補助金等の交付事務を監査対象としている今年度においては、監査対象から除いた。

抽出した補助金等は「第 1 包括外部監査の概要」の末尾に記載している。

個別検討の対象として抽出した補助金等の件数及び金額の状況は次のとおりである。

（単位：百万円）

		合計			
		補助金	負担金	交付金	
個別検討対象補助金等合計（A）	件数	19	12	6	1
	補助金額	8,370	2,718	5,619	33
一般会計補助金等総合計（B）	件数	502	152	348	2
	補助金額	10,573	4,194	6,338	41
抽出率（％） （A）÷（B）	件数	3.8	7.9	1.7	50.0
	補助金額	79.1	64.8	88.7	80.5

なお、特別会計における「負担金補助及び交付金」は 73,699 百万円であり、その主な内容は国民健康保険会計 30,747 百万円（療養給付費負担金等）、老人保健会計 25,976 百万円（医療費負担金等）、介護保険会計 14,782 百万円（介護サービス

給付費負担金等)である。これら特別会計の「負担金補助及び交付金」の大部分(約97%)を占める負担金(合計71,505百万円)の交付事務は市独自の制度に拠るものではなく、国規定のものであり、市の関与する度合が低いため特別会計は個別検討対象外とした。

【5】監査の方法

1. 監査の視点

補助金等の財務事務の執行について、次の視点から監査を実施した。

(1) 補助金等の必要性に関する検討

「第3 【1】補助金等についての基本的な考え方」において後述している補助金等に求められる5つの要素を満たしているか、という点に関して次のとおり検討した。

補助金等の支出に公益性が認められるか。

補助金等の支出の目的は市の政策・施策に合致しているか。

補助金等の支出結果の有効性が認められるか。

補助等対象者側における財政面からの必要性が認められるか。

補助等対象者側における緊急性や必要性に応じて交付優先順を決定しているか。

(2) 規則等の整備状況に関する検討

各補助金等に対して補助等の目的、対象、金額算定基準、交付決定手続を明確に定めた規則、要綱等が定められているか。

規則等とおりの運用が行われているか。

(3) 補助金等の実績報告及び検査

補助金等は交付目的に従って使用されているか。交付目的外に使用されているものはないか。

実績報告書等には、実施した事業内容及び支出実績について、補助等の効果が確認できるような内容が記載されているか。

実績報告書等の検査が適切になされているか。

2. 主な監査手続

上記視点を踏まえて、主に次の監査手続を実施した。

(1) 関連諸法令、規則及び個別要綱等を閲覧した。

(2) 補助金等の申請書、実績報告書及び検査資料等の関係資料を閲覧した。

(3) 補助金等の概要、補助金等の必要性及び事務の手続等について担当者に質問した。また、関係書類の記載内容等で必要と認められたものについて説明を求めた。

(4) 必要と認められた場合は補助金等交付先の決算書類を閲覧した。

【6】監査対象期間

原則として平成17年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)とし、必要に応じて平成16年度以前及び平成18年度の監査現場での作業実施時点までを対象とした。

【7】監査対象部署

補助金等交付部署を対象とした。

【8】監査の実施期間

平成18年5月8日から平成18年12月26日まで

【9】包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人 : 公認会計士 山田拓幸

外部監査人補助者

弁護士 : 松本好史

公認会計士 : 武田宗久、森村照私、奥谷恭子、寺川徹也、
寺門知子、高橋秀一

その他 : 中村純子

【10】利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

【別紙】個別検討対象補助金等一覧表

表番号	区分	名称	交付先	所管課	開始年度	平成16年度 決算額(千円)	平成17年度当初 予算額(千円)	平成17年度 決算額(千円)	平成18年度当初		指摘記載番 号(注2)	
									うち府負担	うち国負担		
1	補助金	自治会館建設等助成金	自治会	市民生活部・市民活動課	昭和45	10,133	24,000	21,288	-	-	12,000	1
2	補助金	土地改良事業補助金	土地改良区、水利 組合、農業協同組 合	市民生活部・農政課	昭和39	25,550	20,000	19,310	-	-	20,000	2
3	補助金	救急医療経費等に対する補助 金	枚方市民病院	健康部・健康総務課	昭和35	912,673	944,622	944,622	-	-	918,695	3
4	補助金	街かどデイハウス事業補助金	街かどデイハウス	健康部・高齢社会室	平成10	35,069	43,244	40,445	30,238	-	49,000	4
5	補助金	障害者福祉作業所運営補助金	障害者福祉作業所	福祉部・障害福祉室	昭和56	171,934	155,000	128,439	42,538	-	136,000	5
6	補助金	精神障害者小規模通所授産施 設運営補助金	精神障害者小規模 授産施設	福祉部・障害福祉室	平成14	108,532	108,550	108,038	31,675	36,750	108,550	6
7	補助金	私立保育所運営費補助金	私立保育所	福祉部・子育て支援室	昭和45	818,873	885,829	820,976	15,958	117,986	875,905	7
8	補助金	水資源関係経費補助金	枚方市水道局	環境保全部・衛生管理課	昭和56	196,903	196,506	196,506	-	-	196,125	8
9	補助金	枚方市市街地再開発事業補助 金	施行者、再開発準 備組織及び特定建 築者	都市整備部・市街地整備課	平成17	-	75,500	(注1)-	-	-	-	9
10	補助金	自治会館建設助成金	火葬場建設事業地 周辺地区及び第2 清掃工場事業周辺 地区の自治会	重点プロジェクト推進部・ 東部整備室	平成17	-	12,000	12,000	-	-	20,000	10
11	補助金	幼稚園就園奨励費補助金	保護者(公立)、 幼稚園設置者(私 立)	学校教育部・児童生徒課	昭和49	337,341	374,122	330,968	-	86,119	370,241	11
12	補助金	枚方市私立幼稚園幼児保育助 成金	保護者	学校教育部・児童生徒課	昭和42	209,162	204,950	206,635	-	-	201,950	11
13	負担金	枚方寝屋川消防組合に対する 負担金	枚方寝屋川消防組 合	危機管理部	昭和23	4,885,360	4,645,881	4,632,580	-	-	4,619,926	12
14	負担金	電子入札システム運営事業負 担金	大阪電子自治体推 進協議会	財務部・総合契約検査室	平成15	5,026	15,401	12,128	-	-	16,860	(1)
15	負担金	北河内広域リサイクル共同処 理事業負担金	北河内4市リサイ クル施設組合	環境事業部・減量総務課	平成16	39,035	21,987	19,165	-	-	67,614	(2)
16	負担金	楠葉中宮線整備負担金	独立行政法人都市 再生機構	土木部・道路整備課	平成16	120,076	129,000	28,051	-	-	106,112	(3)
17	負担金	車塚公園整備負担金	独立行政法人都市 再生機構	土木部・公園みどり課	平成16	443,457	894,800	894,800	-	-	941,100	(4)
18	負担金	スポーツ振興センター負担金	独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター	学校教育部・児童生徒課	昭和35	29,705	34,330	32,262	-	-	32,865	13
19	交付金	政務調査費(交付金)	枚方市議会議員	市議会事務局・庶務課	平成13	31,906	34,560	32,632	-	-	34,560	14
合 計						8,380,735	8,820,282	8,480,845	120,409	240,855	8,727,503	

(注1) 表番号9「枚方市市街地再開発事業補助金」は平成17年度当初予算は計上していたが不執行であった。
(注2) 記載した番号は「第4 各補助金等に対する結果及び意見」に記載した項目番号である。
()で記載した番号は「第5 結果及び意見がない監査対象補助金等の概要」に記載した項目番号である。

第2 枚方市の補助金等の概況

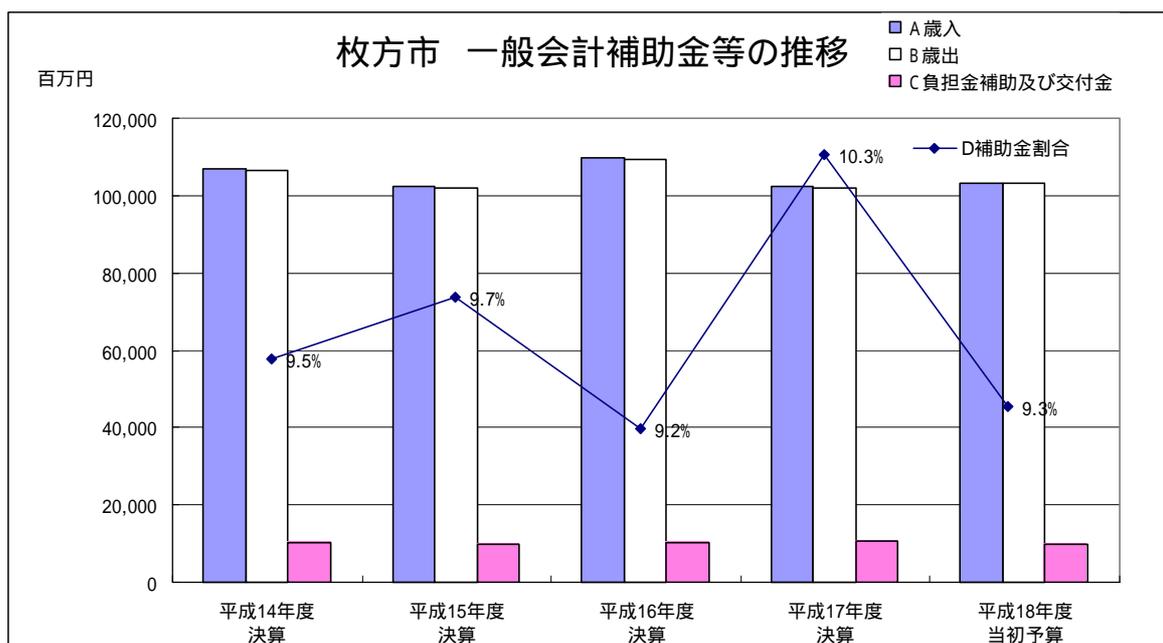
【1】枚方市の補助金等の現状

1. 年次推移

平成14年度から平成17年度までの決算及び平成18年度当初予算における市の一般会計歳入・歳出と補助金等（節番号19「負担金補助及び交付金」のもの）の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 当初予算
A歳入	106,709	102,349	109,676	102,517	103,400
B歳出	106,423	101,859	109,166	101,841	103,400
C負担金補助及び交付金	10,134	9,975	10,110	10,573	9,626
D補助金割合 (= C/A)	9.5%	9.7%	9.2%	10.3%	9.3%



一般会計 歳入・歳出について見ると、平成15年度決算までは縮小傾向であったが、平成16年度に歳入・歳出ともに増加している。これは平成16年度に新設された所得譲与税、配当割交付金等の新設による歳入増額、歳出については、生活保護費5.1億円の増額、児童手当・特例給付費の対象年齢の引上げ等による5.1億円の増額による。

一般会計の補助金等の金額は、平成16年度以降増額傾向である。平成17年度に

463 百万円増額した主な内容は、車塚公園整備負担金（監査対象補助金等一覧表番号 17）の増加（451 百万円増加）である。

補助金等の歳入に対する割合は増加しつつある。

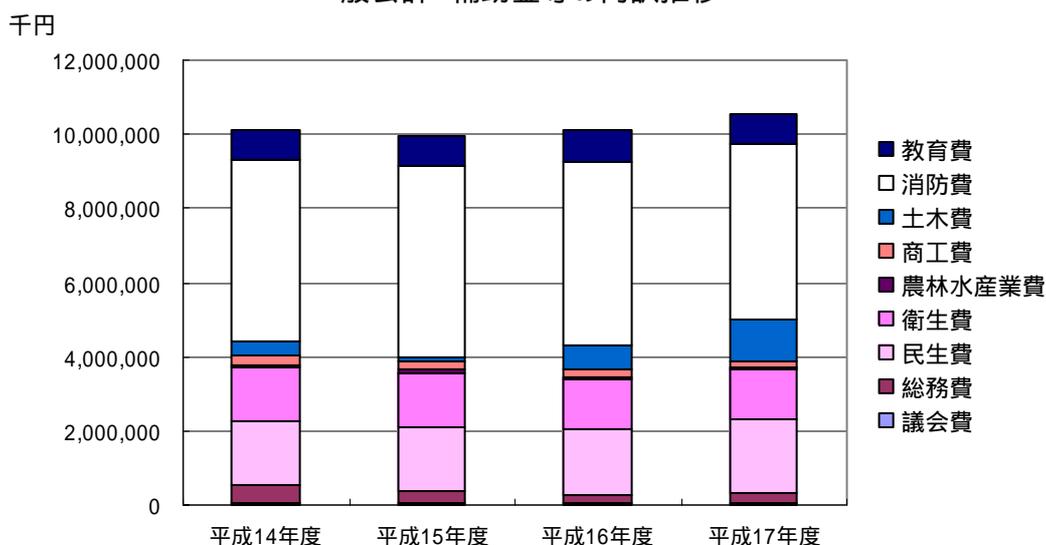
2. 款別補助金等内訳推移

一般会計における平成 14 年度から平成 17 年度までの決算における補助金等の款別補助金等の推移（目的別の補助金等内訳の推移）は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算	
	負担金補助及び交付金	%	負担金補助及び交付金	%	負担金補助及び交付金	%
議会費	36,824	0.37%	35,003	0.35%	35,729	0.34%
総務費	318,843	3.20%	234,899	2.32%	299,258	2.83%
民生費	1,741,827	17.46%	1,776,065	17.57%	1,972,870	18.66%
衛生費	1,476,813	14.81%	1,335,053	13.21%	1,359,937	12.86%
農林水産業費	85,901	0.86%	79,658	0.79%	42,975	0.41%
商工費	197,395	1.98%	175,053	1.73%	174,565	1.65%
土木費	138,025	1.38%	658,906	6.52%	1,133,122	10.72%
消防費	5,148,893	51.62%	4,957,324	49.03%	4,702,099	44.47%
教育費	830,508	8.33%	857,865	8.49%	852,605	8.06%
公債費	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
諸支出費	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計	9,975,029	100.00%	10,109,826	100.00%	10,573,160	100.00%

一般会計 補助金等の内訳推移



一般会計の補助金等のうち、消防費の補助金等が突出して多額であり、平成 17

年度決算における補助金額の 44.5%を占める。消防費の補助金等とは「枚方寝屋川消防組合に対する負担金（平成 17 年度交付額 4,633 百万円、監査対象補助金等一覧表番号 13）」である。これは市に代わって消防事業を実施している「枚方寝屋川消防組合」（地方自治法 284 条第 1 項の規定による一部事務組合であり、枚方市と寝屋川市がその構成団体である。）に対する負担である。

次いで民生費が多く、民生費補助金等の最多額は「私立保育所運営費補助金」（平成 17 年度交付額 821 百万円 監査対象補助金等一覧表番号 7）である。

上位である消防費、民生費、衛生費の 3 つで「負担金補助及び交付金」合計の 75%にも及ぶ。

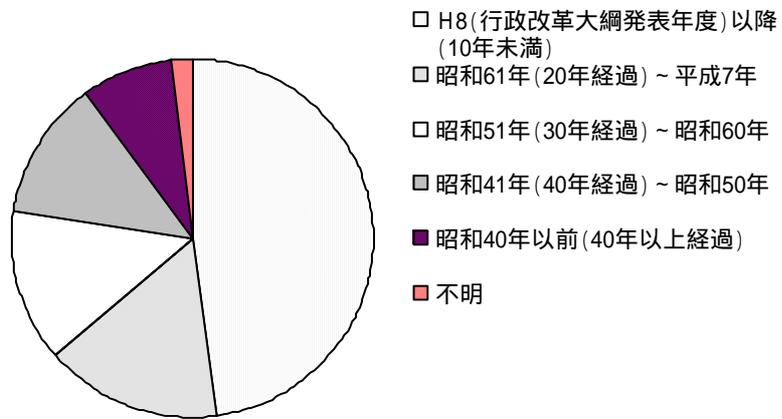
3．金額区分別の推移

平成 17 年度決算における 100 万円未満の補助金は 49 件（20,870 千円）であり、全 151 件の 32.4%である。これに対して 100 万円未満の負担金は 282 件（32,458 千円）であり、全 347 件の 81.2%も占める。負担金は少額であるものが多いことがわかる。

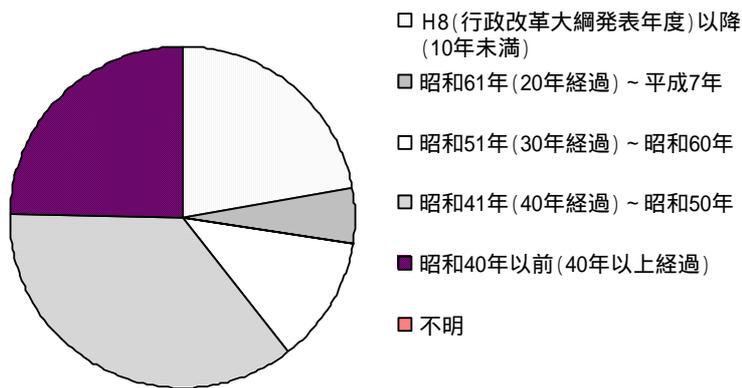
4．経過年数別の推移

補助金等は時代の変遷や社会経済環境の変化に伴いその内容や必要性も変化していくべきものと考えられるが、一旦制度化されると既得権化されて硬直的な運用になりやすいことが懸念される。ここで市における平成 17 年度決算における制度設定後経過年数別の調査結果をまとめると次のとおりである。

補助金経過年数別の件数内訳



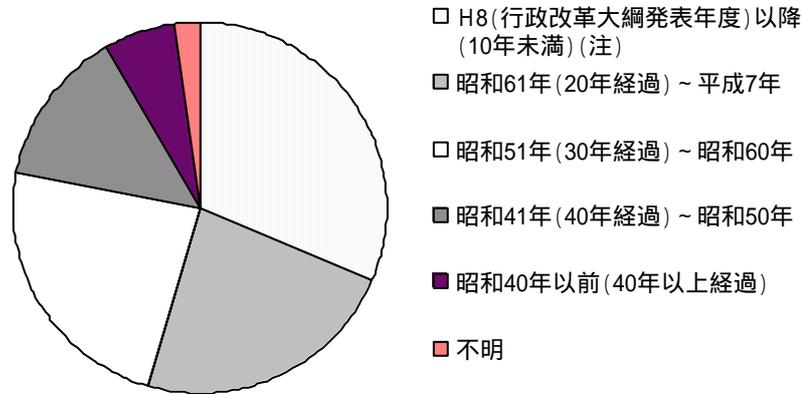
補助金経過年数別の金額内訳



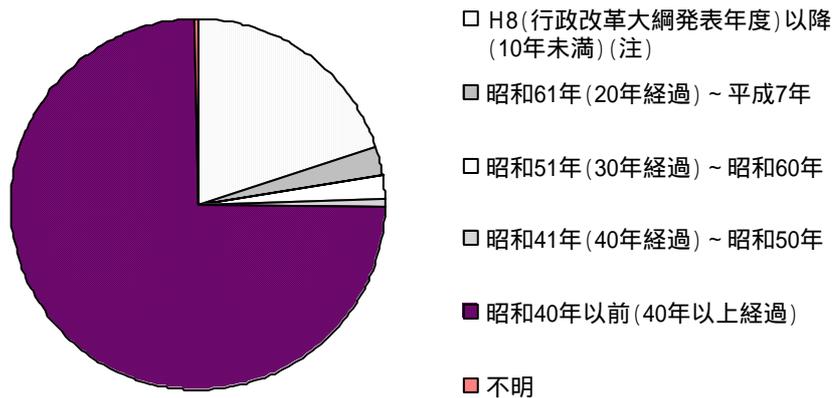
まず、補助金について見ると、制度化後 10 年が経過していない比較的新しい制度のものが多く(72 件、926,071 千円)。これらは平成 8 年に市が公表した「行政改革大綱」において、「補助金等の新設は極力抑制する」と掲げた年度以降に新設された制度である。行政改革大綱の方針を踏まえつつも新たに制度化したことに対して、十分な検討がされていると思われるものの、平成 17 年度交付件数 151 件の約半数を占めている。

また、制度化後すでに 40 年以上経過するものが 12 件(1,035,154 千円)ある。これらの主なものは昭和 35 年に開始した「救急医療経費等に対する補助金(市民病院への繰出金)」944,622 千円(平成 17 年度交付額、監査対象補助金等一覧表番号 3)、昭和 38 年に開始した「老人クラブ活動助成金」14,067 千円(平成 17 年度交付額)、昭和 39 年に開始した「奨学金(高等学校在学の市民へ交付)」52,528 千円(平成 17 年度交付額)である。

負担金経過年別件数内訳



負担金経過年別金額内訳



(注) 単年度交付の制度については、平成8年度以降に含めている。
 交付年度が不明なものについて、少なくとも交付したことが明らかな年度の区分に含めている。

次に、負担金について見ると、平成8年度以降に交付開始した件数割合は補助金に比べて低い。枚方寝屋川消防組合に対する負担金(昭和23年度交付開始)をはじめ、制度化後40年以上を経過しているものが21件(4,717,862千円)ある。

5. 市の補助金に関する改革への取組み

(1) 市の取組み

行政改革大綱で示した取組方針

市は平成8年に「行政改革大綱」を公表し、補助金等の見直しの方針を掲げている。具体的には、財政状況が厳しい中、市の裁量に係る補助金等については、支出

総額の抑制を図る必要があるため、補助金等の新設は極力抑制するとともに、次の方針を策定している。

目的が達成されたもの、目的が不明確なものを廃止にする。 対象事業が減少傾向にあるものは終期を設定する。 他の施策で補われつつあるもの、他の収入をもって自立できる状況にあるものは減額 同種や類似のものは統合 団体として育成途上のもの、行政を補う補助効果の高いものは継続

「枚方市構造改革アクションプラン」で示した取組方針

市は「枚方市構造改革アクションプラン」を平成 18 年 3 月に公表し、改革課題に対する具体的な実施計画を策定している。アクションプランの中では「改革課題番号 73 補助金等の整理合理化」を掲げ、「行政評価システムの活用により補助金・負担金の整理合理化を行う」とし、「3 年ごとに見直しを図り整理合理化を進める」と規定している。

具体的には少額なもの、交付が長期化しているもの、といった性質別の見直しへの取り組みの仕組みは設けていないが、前述したとおり行政評価の仕組みの中で、個々の事業の評価を実施することで補助金の見直しを実施している。

(2) 市における事務事業評価の実施

市では平成 12 年 7 月から行政評価制度を導入している。市における行政評価制度は政策・施策レベルの評価となる「まちづくり指標」と具体的な事務事業を評価する「事務事業評価」があり、市が行っている活動（事業など）を市民や事業者などにわかりやすい形で客観的に評価し、その結果を公表するとともに、今後の行政活動にフィードバックしようと取り組んでいる。平成 18 年度は 1,422 件の事務事業評価（詳細な行政評価制度）を実施している。

補助金等を交付する各事業に対しても、事務事業評価を実施しており、その評価及びフィードバックを実施している。

【2】枚方市の補助金等の財務事務

1．補助金等に関する規定

市は市全体の補助金等事務を統一的に規定する規則として、「枚方市補助金等交付規則」(以下、「規則」という。)を設けホームページで開示している。規則では予算の執行及び補助金等の交付の申請、決定等の適正化を図ることを目的とし、補助金等の交付に係る基本的事項を規定している。

規則において規定するのが適当でない交付に関する事務は、補助金等交付要綱において規定している。補助金等交付要綱は補助金等を支出する各所管課において作成し、文章を総務部法制室においてチェックしたあと、制定している。しかし、要綱の標準的な様式を市として規定していないため、種々の様式となっている。

なお、規則の対象とする範囲は、補助金、助成金、交付金等であり(規則第2条より)、負担金は範囲対象外である。負担金は各制度に設ける要綱等により規定している。

2．市の補助金等管理事務

市では、「枚方市補助金等交付規則」をもって補助金等の交付に関する事務を総合的に管理している。

なお、市における補助金等の管理については次の状況である。

補助事業開始時点の判断

各所管部署は策定した事業計画を企画財政部企画課へ提出し、企画課において事業の必要性を検討している。さらに、企画財政部財政課において予算策定への組入可否について検討する。

各事業の実施についてはこのように様々な検討過程を経て決定しており、事業の実施手法(補助を行うか、直接市が事業を実施するのか等)に関してもこの検討過程の中で調整されている。

事業開始後の毎年の管理

市の各所管部署において、前年度に実施した全ての事務事業(補助事業を含む)を対象に事務事業評価(決算ベースによる事業ごとの評価)を実施している。当該評価表は国・府による負担額、交付先の概況も記載している。

各所管部署が自己評価した事務事業の中から、行政改革実施本部(副市長、部長級により構成される行政改革の進行管理及び総合調整等を行う部門)が一定の基準に基づき全庁的な立場から選定を行った事務事業を対象に検証評価(二次的評価)を実施しているとのことである。

一方、部単位で包括予算額が定まっており、部単位で補助金等の事業の見直しも含めて事務事業評価表の結果を予算に反映するようにしているとのことである。

なお、事務事業評価の状況が予算に反映しているか企画財政部財政課において確認している。

市全体の管理

市全体における補助金等の明細表は行政改革部が必要に応じて作成している。一覧表の記載項目は名称、所管課、交付開始年度（補助金のみ）、交付金額である。

第3 枚方市の補助金等に関する結果及び意見

【1】補助金等についての基本的な考え方

今回の監査対象とした「負担金補助及び交付金」は市の予算科目の第19節に集計されているが、具体的には「補助金」、「負担金」及び「交付金」である。

市において「補助金」、「負担金」及び「交付金」について各々の明確な定義はないが、一般に次のように規定することができる。

「補助金」とは、「特定の事業、研究等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に支出するもの」、「負担金」とは「法令上特定の事業等について、市が当該事業等から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担するもの、又は市が構成又は、加入している各種団体の必要経費に充てるため、当該団体が取り決めた費用を支出するもの」、「交付金」とは、「法令又は条例・規則等により市町村あるいは組合等に対して市の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として支出するもの」である。

しかし、実際には「負担金」や「交付金」といった名称が付されていても、上記の「補助金」に類似する性質を有しているものがある。このような関係から、「負担金」や「交付金」も監査対象としている。

なお、補助金には、次の要素が求められると考える。

1. 公益性

地方公共団体の補助は地方自治法第232条の2において「公益上必要がある場合において」と限定されており、同様に「枚方市補助金等交付規則」第2条において「公益上必要と認める事務又は事業に対して」と限定していることから明らかなように、補助金は公益に資する目的で交付する。したがって、補助金交付対象の特定の事業または活動に公益性が認められるか否かの判断が交付に際して必要である。

なお、公益性とは、具体的には「枚方市民の福祉の増進に直接的あるいは間接的に寄与すること」と考えられる。

2. 施策との適合性

地方公共団体は、事務を処理するにあたり、住民の福祉の増進に努めることが求められている（地方自治法第2条第14項より）。市は住民の福祉の増進を図るという目的を実現するために施策を決定し、各種の事務・事業を行っている。従って、補助対象の事業または活動も市の施策に合致していることが必要となる。

3. 有効性

地方公共団体は、事務を処理するにあたり、最少の経費で最大の効果をあげることが求められている（地方自治法第2条第14項より）。補助金等は市民の税金などを財源にしており、支出の効果が最大限に発揮されるように補助金を交付することが必要である。

4. 補助等対象者側における財政面からの必要性

地方公共団体は「公益上必要がある場合」に補助ができることになっているが、公益性のある事業及び活動の全てに補助が行われるものではなく、補助等対象者側における財政上の必要性を勘案して、補助を決定すべきである。

5. 緊急性や必要性の程度に応じた交付優先順の決定

上記1～4をもとに補助金等の適合性を判断し、さらに補助等対象者側における緊急性や必要性の程度を勘案した優先度を踏まえて、補助金等の交付を決定することが必要である。

【2】補助金等の全般管理に関する意見

（以下、「表番号」とあるのは、「第1【別紙】個別検討対象補助金等一覧表」における表番号である。）

1. 市全体の補助金等支出戦略

市が有する財政的及び人的資源には限りがあり、市の施策を効果的に実現するためにはその選択と集中について検討する必要がある。

市では様々な、かつ多額の補助金等を支出しており、その選択と集中を検討する必要からも、補助金等支出に関する市としての全体戦略を策定すべきである。

選択と集中を行うためには、まず「第4次枚方市総合計画基本構想」等の長期的な計画を踏まえて、それらの施策の実現のための手段としての補助金等のあり方について検討する必要がある。

例えば、「土地改良事業補助金」（表番号2）と市の農業施策の関係、「街かどデイウス事業補助金」（表番号4）と市の高齢者介護予防との関係について全体戦略を策定すべきである。

また、事業の実施手法（補助を行うか、直接市が事業を実施するのか等）に関する判断基準を設定して、統一的な判断が行われるようにしておくことが求められる。

2. 補助金等交付規則について

市では「補助金等交付規則」(以下、第3において「規則」という。)を設け、補助金等の交付に係る基本的事項を規定することで、補助金等に関する事務を市で統一し、その透明性と公平性を図っている。しかし、次の点については、規則の改定が望まれる。

(1) 補助制度の期限

すでに市が平成8年に公表している「行政改革大綱」において補助金等の見直しを方針の一つとして掲げているが、補助制度に対して期限を付する、いわゆる「サンセット条項」についても規定するべきである。例えば、火葬場建設事業地周辺地区及び第2清掃工場事業周辺地区の自治会に対する「自治会館建設助成金」(表番号10)については、火葬場及び第2清掃工場が稼動する平成21年3月末日までを制度の期限としている。当該制度のような条項を市全体として設ける仕組みを補助金交付規則で規定すべきである。

特に特定団体への運営費補助については、本来自己収入をもって運営すべきところを市として補助しているのであるから、団体の自主性を促すためにも補助の期限を設けることが必要である。

(2) 補助金等交付申請内容

市は補助金等の交付の申請に際して、所定様式の「補助金等交付申請書」を提出することを規定している(規則第4条より)。「補助金等交付申請書」では「申請日、申請者住所・氏名、申請の旨」を記載することと事業計画書、予算書を添付することを求めている。

しかし、当該交付申請書により、市は補助金等交付の必要性を判断するのであるから、補助金等の交付申請時には、対象事業の公益性、補助金等の交付を受けることによる効果の試算、補助金等で賄われない部分の負担者・負担金額・負担方法の記載も必要である。これらの項目は規則における「補助金等交付申請書」の所定様式で規定する必要がある。

(3) 検査方法及び検査記録様式

補助金等の交付にあたり、成績報告書を受けた場合には当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付に適合したものであるかどうかを調査することが求められている(規則第15条より)。しかし、当該審査及び調査(いわゆる検査)についての具体的な方法は規定していない。交付している各所管課における検査方法の一定の水準を確保するために、規則において検査方法を規定しておくことが必要である。なお、各制度の内容に応じて具体的な検査方法が異なるた

め、可能な限り統一的な検査方法の規定化が望ましい。

規則では「補助金等交付申請書」等の補助金等交付に関する事務に使用する書類の様式を規則第 19 条で規定している。同様に、検査結果をまとめた記録用紙の書式を規則で規定しておくことが必要である(「土地改良事業補助金(表番号 2)」「障害者福祉作業所運営補助金」(表番号 5)、「精神障害者小規模通所授産施設運営補助金」(表番号 6))。

(4) 成績報告書提出期日

規則第 14 条では「補助事業者は、補助事業完了後 2 週間以内に又は交付の決定に係る 3 月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。」と規定している。施設整備事業に対する補助であれば当該規定も理解できるが、3 月末日までの事業年度に対する運営費補助については、その成績報告を 3 月末日と規定することは実情に合っていない。

実情に合った提出期日を規定することが必要であり、補助事業実施の旨を 3 月末日までに確認し、成績報告書及びその添付資料(決算報告書等)の提出期日を 3 月末日以降の適当な日までとすべきである。また、適当な成績報告書作成期間を設けた提出期日を各補助金要綱等で規定し、枚方市補助金等交付規則においては各補助金の実情を無視した統一的な提出期日を設けるべきではない。

なお、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号において「歳出の会計年度所属は、次の区分による。工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定している。規定中の「当該行為の履行」とは、履行確認(検査)の日によって左右されるのが原則と解されており(昭和 38 年 12 月 19 日 各都道府県総務部長宛、行政課長通知より)、また、履行確認とは金額の確定までではなく、履行の事実の確認で足りると一般的に解釈しており、当該方針は地方自治法に抵触しないと判断される(「障害者福祉作業所運営補助金」(表番号 5)、「精神障害者小規模通所授産施設運営補助金」(表番号 6)、「私立保育所運営費補助金」(表番号 7))。

一方、実績報告書の提出期日を枚方市補助金等交付規則の規定よりも緩和している場合も認められた(「自治会館建設等助成金」(表番号 1))。緩和する根拠がないのであれば、枚方市補助金等交付規則との整合を保つことが必要である。

3. 補助金等交付要綱標準例の設定

市は市全体の補助金等事務を統一的に規定する規則として、「枚方市補助金等交付規則」を設けているが、各補助制度特有の事務について規定する要綱の標準的な様式を市として規定していないため、各所管課では不統一な様式となっている。各所管課が作成する要綱の内容については、総務部 法制室が法的整合性等に関する

チェックをしており、近年作成された要綱の様式は統一されつつあるとのことであるが、要綱として規定する事項の網羅性及び補助金等交付事務の品質を保ち、かつ法制室のチェックの事務負担を削減できるよう、まず市として統一的な要綱の様式を規定することが必要である。

4．補助金等の交付の結果の評価

補助金等の交付の結果を評価して、交付の継続の可否、金額の増減の要否、対象先の変更の要否等を検討し、翌年度以降の補助等の方針に反映させることが必要である。例えば、行政改革部が実施している調査により作成している補助金等一覧表等をもとに行政改革部では「補助金等の見直し状況」を集計することが可能である。見直しに関する理由、意思決定の内容を市全体で共有して、市全体にも参考となるようにする必要がある。

同時に評価結果の市民への公表にも留意すべきである。

5．補助金等一覧表の市民への開示

現在、市全体における補助金等の明細表は行政改革部が実施している調査により作成している。一覧表の記載項目は名称、所管課、交付開始年度（補助金のみ）、交付金額であるが、交付内容について市民にわかりやすく説明するためには、交付先、交付目的（団体運営費に対する補助金等なのか）等の項目も追加して一覧表を作成することが適当である。具体的には、市における補助金等をホームページで開示すべきではないかと考える。

また、補助金一覧表を公表することにより、市民の意見をホームページ等で募集し、補助金のあり方の検討の中に市民の意見を取り入れていくことが必要である。

6．補助金等一覧表上での区分について

補助金等はその交付目的に応じて制度化されるものである。しかし、交付目的が同じであるが、区分して交付担当課を複数にし、補助金等一覧表上では別管理としているものがある。例えば、「スポーツ振興センター負担金」（表番号 18）については、負担金交付先施設を所管する課により児童生徒課、子育て支援室に担当を区分している。事務手続は各所管課が行うことが効率的と考えるが、市全体の補助金等の管理としてはこれらの補助金等を補助金等一覧表上ではひとつにまとめて管理すべきである。

7．少額補助金等について

少額補助金等はその財政に与える影響が比較的小さいため、その交付継続の検討が後回しになりがちである。第2【1】3．で記載したとおり、市における100万円未満の補助金は49件(20,870千円)、負担金は282件(32,458千円)あり、特に負担金の件数が多い。これらの中にはその交付の必要性を十分に検討せずに交付を継続しているものも含まれているかもしれない。

今後は、少額補助金等の具体的な効果を出来る限り数値で表し、その必要性を検討することが求められる。例えば、少額補助金等の金額と人件費等の補助金等の交付事務に要する事務費の金額の合計が少額補助金の交付効果を獲得するためのコストであることを認識しているかどうかを検討することも一つの方法である。

8．制度化後長期間経過している補助金等について

補助金等は時代の変遷や社会経済環境の変化に伴いその内容や必要性も変化していくべきものと考えられるが、一旦制度化されると既得権化されて硬直的な運用になりやすいことが懸念される。

第2【1】4．で記載したとおり、市における制度化後40年以上経過した補助金は12件(1,035,154千円)、負担金は21件(4,717,862千円)ある。今後、制度化後長期間経過している補助金等については、その必要性に留意して検討すべきである。特に交付目的が達成されたもの、他の施策で補われつつあるもの、他の収入をもって自立できる状況にあるものについては、交付金額又は交付制度自体の見直しを検討していくべきである。

例えば、「土地改良事業補助金」(表番号2)は、昭和39年度に制度化後40年以上経過しているが、都市化等の様々な環境の変化が進行している現在、市の農業施策との関連を明らかにした上で当該補助金の必要性を検討すべきである。

9．市民公募型補助金制度の導入について

市が平成18年3月に策定した「枚方市構造改革アクションプラン」において、プランの3つの柱のうち1つを「市民・事業者と行政の協働による公共サービスの変革」とし、市民・事業者と行政との協働による事業推進を今後進めていくこととしている。提案を公募し、専門家も含めた第三者による補助等の決定や結果の評価を行ういわゆる「市民公募型補助金制度」の導入を積極的に検討すべきである。このような取り組みは各所管課により行われるのではなく、全市で取り組むことが必要である。

【3】各補助金等に対する結果及び意見の総括

1. 監査の結果

(1) 補助金精算の遅れについて

「救急医療経費等に対する補助金」(表番号3)の平成17年度決算額(944,622千円)には、平成15年度精算額(69,818千円)が含まれている。本来は、発生した年度に帰属して精算処理を行うべきものである。

「枚方市補助金等交付規則」において、「補助事業者は、補助事業完了後2週間以内に又は交付の決定に係る3月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。(第14条より)」、「市長は、前条の規定による成績報告書を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに対する条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない(第15条より)」と規定している。枚方市補助金等交付規則第14条及び第15条に適合していない。

(2) 補助金算定上の重複

補助金算定の対象となる経費等は明確に規定し、かつ特定の経費を複数の補助金額の算定に重複して用いるのは適当ではない。

「救急医療経費等に対する補助金」(表番号3)において、平成16年度補助金算定根拠資料における基礎年金拠出金の公的負担の経費について、その全額が補助対象経費として算定されているが、他の補助金の区分(救急医療に対する負担等)においても基礎年金拠出金負担金が補助金算定基礎の経費に含まれている。重複分は8,860千円(平成17年度分)と見積もられるとのことである。市は8,860千円を重複して交付している。重複を取り除くため、算定方法を見直すことが必要である。

一方、別の補助金において、補助対象経費を重複して用いている補助金交付要綱が見られた。実際の補助金額算出は当該要綱条項に従わず、例外規定に拠っているため、重複計上はしていないが、要綱を現実に即した算出方法の記述とすべきである(「障害者福祉作業所運営補助金」(表番号5)、「精神障害者小規模通所授産施設運営補助金」(表番号6))。

(3) 実績報告書の入手遅れ

「私立保育所運営費補助金」(表番号7)について、市は3月末日までに、実績報告書の提出を求めておらず、平成17年度においては、平成18年3月20日付事務連絡で、4月11日までに提出するように、各保育所に通知している。履行確認

の日が平成 18 年度であれば、補助金を平成 18 年度の支出として認識することになる。

「枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱」及び「枚方市小規模保育所運営費補助金交付要綱」において、補助事業の成果を記載した実績報告書について交付決定を受けた年度の 3 月末日までに市長に提出することを求めているが、当該要綱に相違している。なお、履行確認とは額の確定までは求めておらず、履行の事実の確認で足りると一般には解されている（【 2 】 2 . (4) 参照）。保育所に 3 月末日までに実績報告書の提出を求めることは現実的でないと考えられるので 3 月末日までに他の手段で履行の事実の確認を行い、その後実績報告書の提出を求め、補助金額を確定させるように要綱及び小規模要綱の見直しを図る必要がある。

2 . 意見

監査対象補助金等に関する意見の主なものは次のとおりである。これらの指摘については、監査対象補助金等以外の他の補助金等においても同様のことがないか市において自己点検等を実施することが必要である。

(1) 補助金等交付要綱の制定について

監査対象とした補助金等の内に、補助金等交付要綱がないものが見られた（「救急医療経費等に対する補助金（表番号 3 ）」「水資源関係経費補助金（表番号 8 ）」。補助金等は市の施策を実現させるための手段の一つであり、その交付に対しては必ず目的を有しているはずである。当該目的を明確にさせ、市の行政推進の中でどれだけ当該補助金等の交付が必要なのか、を明らかにすることが必要である。

(2) 補助判断基準の明確化

補助申請が複数あった場合、公益性、施策との適合性、有効性、補助等対象者側における財政状況、対応の緊急性を踏まえて、市は補助交付対象と交付の優先度を決定することとなるが、当該決定に際しての判断基準が不明確であると補助申請者に対する公平性を保つことができない。要綱又は内規において透明性のある判断基準を規定し、公平性を確保することが求められる（「土地改良事業補助金」（表番号 2 ））。

(3) 市負担金額に関する覚書締結の必要性

「枚方市市街地再開発事業補助金」（表番号 9 ）の補助金額（市負担金額）に関して、市は、事業計画に基づき各年度の負担分を計算している。一方で、各年度の負担実績は枚方市、大阪府、寝屋川市との補助金負担に関する覚書に基づく毎年度

の枚方市と大阪府、寝屋川市との三者協議によって決まるため、各年度の計画値と実績値は、乖離し、平成 17 年度の市負担当初予算額 75 百万円に対して実績値はゼロとなった。

しかし、当該三者協議によって決められる各年度の各地方公共団体負担額について、枚方市は、大阪府、寝屋川市との間で書面により確認をしていない。

市は、今後の財政計画の明確化のために、各年度における各地方公共団体の補助金負担額について、書面にて大阪府、寝屋川市と三者で確認することが望ましい。

(4) 市負担割合算出方法の見直し

市の説明によると、枚方寝屋川消防組合の経費の按分方法として、枚方市域に勤務している人の人件費、枚方市域にある設備の維持経費を枚方市が負担し、寝屋川市域のそれらは寝屋川市が負担するという考え方もあり、より適切な負担方法について検討を継続しているとのことである。

しかし、現在の按分の考え方をを用いるのであれば、住民基本台帳には外国籍の住民が漏れている。現時点における外国籍住民数を含めることによる影響は小さいものと推測されるが、世帯数及び人口は住民基本台帳に外国人登録原票を加算した数値を用いることを検討すべきである(「枚方寝屋川消防組合に対する負担金」(表番号 13))。

(5) 公営企業会計への補助金(繰出金)に関して、交付担当部署の積極的な関与

一般会計から公営企業会計に対する繰出金については補助金として交付しているが、実際の補助金要求金額の算定は当該公営企業会計(市民病院)が自ら行っており、補助金交付担当課(健康総務課)は補助金申請書類の作成のみを担当している。

交付担当課の予算設定に対する考え方を反映できるよう、交付担当課は予算設定内容を十分に理解し、積極的に関与することが必要である。

また、補助金額算定のための妥当性を確かめるため、交付担当課としての検査が求められる(「救急医療経費等に対する補助金」(表番号 3))。

(6) 補助効果の把握

市がその行政責任を果たすには、限られた資源を効率的に投入し、施策目標達成のために有効に活用することが必要である。補助金については、補助金交付前及び交付後の成果を評価することが求められる(「土地改良事業補助金」(表番号 2))。また、補助金交付により整備された施設が有効利用されるよう、自治会館運営規則の市への提出を義務付けるようにする必要がある(「自治会館建設等助成金」(表番号 1)、「自治会館建設助成金」(表番号 10))。

(7) 補助対象施設に対する指導の充実

検査の前提条件として、補助対象施設の運営状況の適切性（職員体制、サービス内容の充実等）収入記録の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性（使用の事実と使途区分）について現地へ出向いた調査・指導を行うべきである（「障害者福祉作業所運営補助金」(表番号5)、「精神障害者小規模通所授産施設運営補助金」(表番号6)）。

(8) 入金チェックの強化について

「スポーツ振興センター負担金」(表番号18)について、児童生徒の保護者からの加入金（保護者負担分）は各学校園で一旦預かり、各学校園から担当課へ全額送金している。

現在、各学校園で保護者からの集金状況の管理はしていると思われるが、担当課では各学校園からの入金管理をしているのみで、各学校園での保護者からの集金管理の状況についてはチェックをしていない。

今後は各学校園で未収金の管理をしているかについて、担当課は各学校園に指導して、その管理状況をチェックしていくべきである。

(9) 補助金の統合について

幼稚園就園奨励費補助金及び枚方市私立幼稚園幼児保育助成金は、実質的には、共に保護者に対する補助金である。また、助成の目的は共に、園児の保護者を経済的に支援し、幼稚園教育の振興を図ることである。

相互に補完する関係にあり、かつ実質的な交付先及び目的が同じ助成であり、別制度として区分する積極的な必要性に乏しい。統合することで、交付事務の負担を軽くし、内容をさらに整備して合理的な助成として市民に対して理解しやすい制度とするべきである（「幼稚園就園奨励費補助金」(表番号11)及び「私立幼稚園幼児保育助成金」(表番号12)）。

(10) 市民病院の今後のあり方の検討

枚方市民病院を取り巻く環境は医療制度改革、競合環境等の影響によりさらに厳しくなることが想定される。

枚方市民病院は、「市立枚方市民病院基本計画」で策定している「市民病院が果たすべき役割・機能」等を踏まえ、市民病院としての機能を選別することが求められる。

当該選別した機能に対しては適切な補助金額を確定し、交付することが必要である。

また、救急医療事業等における適切な受益者負担のあり方を検討するにあたり、周辺市町と共に一部事務組合や協議会等を設立し、枚方市民病院を広域的な救急医療センターとして位置づける、といった方法も検討に値すると考える（「救急医療経費等に対する補助金」（表番号3））。

（11）確実な行政改革への取組み

「政務調査費（交付金）」（表番号19）に関して、平成16年2月枚方市議会第2次議会改革懇話会報告書を踏まえ速やかに条例改正により議員からの領収書提出を義務化すべきところが、現在も義務化されていない。平成13年度より、議員による領収書の一時的な提示が行われ、市議会事務局及び議長による領収書の内容チェックが実施されているとのことであるが、領収書は任意提出であることから住民情報公開の対象書類として位置づけられていない、として領収書の住民への公開を平成18年9月現在も行っていない。

政務調査費の交付対象である研究研修、調査等はその性質から見て交付を受けることによる成果が必ずしも明確ではない。したがって、その用途を厳密に規定し、用途規準どおり使用しているか確認することが重要であり、市民の目が届きやすいよう情報の公開度を高めることが必要である。条例改正へ確実に対応されたい。

同様に市では、「枚方市構造改革アクションプラン（平成18年3月）」等の行政改革に関する計画を策定しているが、計画の実行が遅延しないように対処することが必要である。

第4 各補助金等に対する結果及び意見

1. 自治会館建設等助成金（表番号1）

(1) 補助金等の概要

交付先：自治会 （用地取得分：平成17年度 長尾谷町自治会、翠香園町自治会）	
開始年度： 昭和45年度	所管部署：市民生活部市民活動課
施策との関係：（「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より） 第6章みんなでつくる分権・市民参加のまち - 第1節市民・事業者と行政の協働を推進する - 4. 市民活動を活性化させる	
根拠規程：（市）枚方市自治会館建設助成金交付規則	

（単位：千円）

	平成16年度 （決算）	平成17年度 （当初予算）	平成17年度 （決算）	平成18年度 （当初予算）
市補助額	10,133	24,000	21,288	12,000
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	10,133	24,000	21,288	12,000

（注1） 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

住民自治組織が単独又は連合で自治会館を建設する場合に、その費用の一部を補助することにより住民自治の振興を図り、もつて地域住民の福祉の向上に資することを目的とする（規則第1条より）。

補助金等の対象事業の概要

に記載する助成対象事業に応じて、当該住民自治組織（自治会）に対して交付する。

補助金額の算定根拠

助成対象額は、それぞれ表の中欄に定める額とする。ただし、その額はそれぞれ表の右欄に定める額を超えることはできない。

助成対象事業	助成対象額	助成限度額
自治会館を新築する場合	当該建築費	500万円
自治会館を改築する場合(注1)		
自治会館を増改築する場合(注2)		
自治会館を増築する場合		
自治会館の便所を水洗化する場合	当該改造工事費の2分の1に相当する額	30万円
自治会館に係る土地を取得する場合	当該取得費の3分の2に相当する額	1,200万円
自治会館に係る土地を賃借する場合(20年以内に限る)	当該賃借料	年額40万円

(注1) 改築とは、既存の自治会館を建て替え(一部、又は全部)すること。移転も含む。

(注2) 増築は、増築15㎡以上の面積が増加し、かつ改築することである。

(2)意見

自治会館建設助成審査基準の公開

市では、交付規則とは別に、詳細な内容が記載されている自治会館建設助成審査基準(交付規則を運用するための細則及び審査委員会による交付決定の判断基準)を設けている。各自治会は公表された交付規則をもとに交付対象となるための要件を確認しているが、自治会館建設助成審査基準が公開されていないため、詳細な問い合わせに対して市がその都度回答対応をしている。事務効率化、審査手続の透明性を確保するため、さらに補助の趣旨及び審査ポイントを市民にわかりやすく伝えるためには自治会館建設助成審査基準を公開すべきである。

なお、平成18年度中に助成区分見直しなど交付規則を改定する予定であり、同時に当該審査基準の内容を追加して公開することを検討中とのことである。

建設後の利用状況の把握

市における自治会は517会あり(平成18年4月現在)うち、当該補助制度を利用して建設した自治会館は121箇所にも上る。しかし、自治会館の建設後における会館の利用状況の報告を補助の対象とした自治会に求めている。また、補助対象である自治会からの自治会館運営規則の提出は任意のものとしており、義務付けていない。

自治会館運営規則の市への提出を義務付けることが必要である。

助成金交付時には自治会館運営規則を設け、自治会館の運営が公平かつ活発なものとなるように市は指導しているが、実際にその運営が地域住民の福祉の向上に資するものとなっているか確認することも必要である。

事業報告書提出期限について

事業報告を事業完了後 30 日以内に提出するよう、交付決定通知書において規定しているが、「枚方市補助金等交付規則」第 14 条では事業報告を 2 週間以内に提出するよう規定しており、「枚方市補助金等交付規則」より緩和している。上位規則である「枚方市補助金等交付規則」の規定内容よりも提出期限を緩和している根拠は特になく、とのことである。「枚方市補助金等交付規則」と整合した交付規則の改定が必要である。

2. 土地改良事業補助金（表番号 2）

(1) 補助金等の概要

交付先：土地改良区、水利組合、農業協同組合（平成 17 年度 招堤土地改良区ほか）	
開始年度： 昭和 39 年度	所管部署：市民生活部農政課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 2 章やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち - 第 2 節「農」を守り、 活かすまちをつくる - 1 .「農」を守る	
根拠規程：(市) 枚方市土地改良事業等補助金交付要綱 (府) 大阪府耕地事業補助金交付要綱	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	25,550	20,000	19,310	20,000
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	25,550	20,000	19,310	20,000

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

（注 2）府費負担もある補助制度であるが、府補助対象となる事業がなかったため、府補助額は「-」となっている。

補助金等の目的

土地の改良並びに農道及びため池の整備（以下、「土地の改良等」という。）を行うとする者に対し、枚方市土地改良事業等補助金を交付することにより土地の改良等を促進し、農業生産の基盤の整備及び農業の生産性の向上を図り、もって市における農業の振興を図ることを目的とする（要綱第 1 条より）。

補助金等の対象事業の概要及び補助金額の算定根拠

補助対象事業		補助金の額
事業名	事業内容	
一般土地改良事業	井せき、樋門、水路、かんがい排水、暗きょ排水、機械用水、橋梁等の新設又は改修	市費補助事業：市が認定した事業費の100分の50以内、 府費補助事業：100分の20以内 ただし、1事業につき300万円を上限。
農道整備事業	農道又は農道橋の新設又は改良	幅員2m以上 幅員2m未満
ため池整備事業	(1) しゅんせつ工事 護岸、堤岸、取水及び排水設備並びに安全柵の新設又は改修	市費補助事業：市が認定した事業費の100分の40以内、 府費補助事業：100分の20以内 ただし、1事業につき300万円を上限。

(2)意見

緊急性等の判断基準の明確化について

同じ年度中に補助申請を行う土地改良区等の団体が多い場合、予算による制約があるため、緊急性が高い補助申請を優先している。その結果、申請順に補助金を交付している訳ではないとのことである。緊急性の判断は農政課で判断しているが、恣意性を排除し補助金交付制度運用の公平性を確保するためにもその判断基準を要綱又は内規上で明確にする必要がある。また、補助を決定したときの経緯、理由に関する文書化が必要である。

検査方法の確立と文書化

農政課による工事後の完了検査手続きは実施しているとのことであり、検査内容を記録した検査復命書を作成しているが、検査方法を取りまとめた基準がない。検査内容の一定の水準を確保するために、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。工事監理課(現 総合契約室検査担当)における検査基準(枚方市土木工事検査技術基準)を参考として作成することも一つの方法である。

補助金の必要性に関する再検討について

当事業は市における農業の振興を図ることが目的である。農業の振興を図るため、当事業をどの程度推進させたいのか、達成目標が不明である。市街化進行等に伴い、市における農業人口、農地面積は次表のとおり大きく減少傾向にある。また、補助金額の推移を分析すると、昭和39年の当該補助金制度制定時における補助金額は1,366千円であったが、その後増加し平成7年度の71,848千円をピークに、年々

減額傾向である。

今後の市における農業は現状維持を目指したいのか、さらに発展させることを目指したいのか、市の考え方（施策）により、当該補助事業をどのように位置づけるのか左右されると推測される。

年度	販売農家人口（人）	耕地面積（ha）	補助金額（千円）
昭和 39	（注 1）8,095	（注 2）1,405	（注 3）1,366
平成 12	3,540	535	67,983
平成 17	2,594	472	19,310

（注 1）昭和 39 年度の数値は農業人口であり、参考数値として記載している（単純比較はできない）。

（注 2）昭和 39 年度の数値は農地面積であり、参考数値として記載している（単純比較はできない）。

（注 3）昭和 39 年度の補助金額は他の補助金制度と区分不可能であったため、合算金額を記載している。

農業だけでなく貯水、保水などの国土保全、地下水のかん養、自然環境の維持、防災等の多様な効果もあり、様々な面から見た当事業の評価が必要であろう。市では事務事業評価表を作成しているが、市民のニーズを「未把握」、手段の妥当性は「判断できない」、行政関与の必要性は「どちらかといえば必要」との記載のみであり、事業の必要性を明確に把握している、とは言い難い。

昭和 39 年当時から都市化等の農業を巡る様々な環境の変化が進行している現在、市の施策との関連を明らかにした上で当該補助金の必要性を再検討すべきである。

まずは、当事業による効果（可能な限りは数量的な効果集計値）を明確にし、市における農業施策と当事業の関係、及び事業の必要性を明らかにすることが求められる。例えば、数量的な効果を集計するにあたり、国庫補助事業における効果値集計の手引きを元に試算することも一つの方法である。

3. 救急医療経費等に対する補助金（表番号 3）

(1) 補助金等（病院事業会計への繰出金）の概要

交付先：枚方市民病院	
開始年度： 昭和 35 年度	所管部署：健康部健康総務課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 4 章健康で心豊かな自立と共生のまち - 第 2 節人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる - 1. 生命と健康を支える	
根拠規程：(国) 地方公営企業法、(国) 平成 17 年度の地方公営企業繰出金について（通知）(平成 17 年 4 月総務省通知)	

(単位：千円)

	平成 16 年度 (決算)	平成 17 年度 (当初予算)	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (当初予算)
市補助額	912,673	944,622	944,622	918,695
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	1,095,574	1,086,117	1,089,167	1,055,630

(注 1) 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

市の説明によると「市民の健康維持に努める自治体病院運営を市としてより一層円滑にする必要があるため」とのことである。

補助金等の対象事業の概要及び補助金額の算定根拠

地方公営企業法第 3 条において「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあり、病院事業等、地方公営企業における独立採算制を規定している。

一方で、地方公営企業法第 17 条の 2 において自治体（一般会計）が負担すべき経費（補助対象経費）が規定されている。当該経費は地方公営企業に本来負担させることが適当でない経費（例えば、救急医療に対する経費）と地方公営企業に負担させることが困難な経費（例えば、高度医療に関する経費）との 2 つに区分される。詳細な対象経費は毎年総務省から交付される通知文書をもって規定される。

交付対象である枚方市民病院は昭和 25 年に開設後、現在まで地域の中核病院としての役割を担ってきている。許可病床数は一般病床 411 床、感染症病床 8 床であり、内科、外科、小児科等 21 診療科を設けている。

枚方市民病院に対する平成 16 年度及び平成 17 年度における交付内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成16年度 決算	うち、平成14年度 精算分	平成17年度 決算	うち、平成15年度 精算分	平成18年度予算	うち、平成16年度 精算分	通知文書内の根拠
事業に関するもの							
医業に関するもの							
救急医療に対する補助	457,905	62,787	582,830	90,157	574,023	69,458	
その他	23,141	903	18,622	4,617	36,477	13,424	その他の項目:福祉病床に対する補助、保健事業補助、助産施設病床に対する補助、医療相談員設置に対する補助
医業外の事業に関するもの							
企業債利息支払金負担	7,571	835	3,842	760	1,602	3,857	
高度・特殊医療に対する補助	279,112	38,484	233,026	7,721	226,978	20,376	
基礎年金拠出金に対する補助	51,049	6,107	32,291	5,631	14,507	9,717	
その他	93,895	9,643	74,011	17,052	68,312	10,573	その他の項目:研究研修費に対する補助、基礎年金拠出金に対する補助、共済組合追加費用に対する補助、本庁派遣技術者給与費に対する補助、職員の児童手当に対する補助
合計	912,673	85,589	944,622	69,818	918,695	79,111	

(2) 監査の結果

補助金精算の遅れについて

平成17年度決算額(944,622千円)には、平成15年度精算額(69,818千円)が含まれている。つまり、毎年、対象年度の費用を見積もった分と2年前の精算分の合計額をもって、予算申請額としている。決算時点では当該対象年度の精算は行わないため、予算額と決算額は同額となっている。本来は、発生した年度に帰属して精算処理を行うべきであるが、精算のための事務負担が大きく、出納整理期間内に終了できないためとのことであり、毎年2年前分の精算分が含まれているとのことである。救急医療経費等に対する補助金に関して、病院事業会計は病院事業の成績報告書に該当する決算書を決算末日の約2ヵ月後に市長へ提出しているが、提出を受けた市では補助金の額をそれから、約2年後に確定し、精算している、のが実情である。成績報告書の提出期日や補助金の確定について定めた枚方市補助金等交付規則第14条^(注1)及び第15条^(注2)に適合していない。

予算申請時点が前年度秋ごろであるため、時期的に無理がある、と考えているとのことであるが、出納整理期間内に精算すべきである。

(注1) 枚方市補助金等交付規則第14条・・・補助事業者は、補助事業完了後2週間以内に又は交付の決定に係る3月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。

(注2) 枚方市補助金等交付規則第15条・・・市長は、前条の規定による成績報告書を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに対する条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。

今後の具体的な対応としては次の2通りが考えられる。病院事業会計への交付は市の内部組織に対する交付であり、財務報告の信頼性が損なわれない程度であれば、(A)の方法が効率的である。事務の効率化を図りつつ、適切な精算を行うよう最適な方法を選択することが必要である。

(A) 当年度決算見込値をもとに当年度補正予算を確保し、精算しない。

(B) 当年度決算見込値をもとに当年度補正予算を確保する。決算見込値と決算値との差額については翌年度補正予算において確保する。

補助金算定上の重複

補助金算定の対象となる経費等は明確に特定され、かつ特定の経費を複数の補助金の算定において重複して用いるのは適当ではない。

平成16年度の補助金算定根拠資料において基礎年金拠出金の公的負担の経費について、その全額が補助対象経費として算定されているが、他の補助金の区分(「救急医療に対する負担」等)においても基礎年金拠出金負担金が補助金算定基礎の経費に含まれている。重複分は8,860千円(平成17年度分)と見積もられるとのことであり、市は8,860千円を重複して交付している。

重複を取り除くため、算定方法を見直すことが必要である。

(3)意見

補助金交付要綱の整備

当該補助金については補助の目的や補助の交付手続、補助金の精算期日を定めた補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。

健康総務課による積極的な関与

当補助金は健康総務課が担当課であるが、補助金申請書類の作成のみを担当しており、実際の要求金額の算定は枚方市民病院が自ら行っており、健康総務課の関与は低いとのことである。

予算金額は、健康総務課ではなく、市民病院が財政課と折衝して決定している。予算確定後、実際の年度当初の補助金申請時に健康総務課による申請手続きとなるが、財務課による精査後であるため健康総務課は当該補助金額の内訳、その妥当性を確かめていない。

市では健康総務課がとりまとめすべき、という考えのもとで、健康総務課が事務を担当しているとのことであるが、担当課である健康総務課の予算設定に対する

考え方を反映できるよう、健康総務課は予算設定内容を十分に理解し、積極的に関与することが必要である。健康総務課の配置人員数の見直しも必要かもしれないが、具体的には財政課と枚方市民病院が行う予算に関する協議に健康総務課が加わるべきである。

また、補助金額の妥当性に関して健康総務課は検査を実施していない。

補助金額算定のための妥当性を確かめるため、担当課としての検査が求められる。

救急医療経費の周辺市町への負担について

市の周辺の6市町には市民病院がない上に救急病院が少なく、枚方市民病院の救急利用者は枚方市以外の住民も多いとのことである。平成16年度の救急患者数31,467人のうち、枚方市以外の者は6,127人(19.4%)であり、年々増加している。救急医療に対する交付額は平成17年度交付額1,089,167千円のうち、582,830千円もあるが、周辺市町への交付金の一部負担(例えば救急患者数の割合に応じた負担等)を求めることも検討すべきである(かつて負担を求めたことがあったが、対応してもらえなかった経緯があるとのこと)。

救急医療の必要性が高まっている現在、再度、継続的に負担の分担を求めていくことが必要である。

また、周辺市町と共に一部事務組合や協議会等を設立し、枚方市民病院を広域的な救急医療センターとして位置づける、といった方法も検討に値すると考える。実際に枚方市消防事業は一部事務組合により運営されており、大阪府内を見ると病院事業を救急医療センターとして複数の地方公共団体により運営している例も見られる。これらの事例における長所短所も踏まえつつ、検討することが望まれる。

リハビリ事業への補助金申請について

地方公営企業法で規定されている交付対象となる項目のうち、リハビリ事業に関する項目は、枚方市民病院に該当しているにもかかわらず交付申請はなされていない。

市民病院の果たすべき機能を十分に発揮させるという観点から、リハビリ事業に関する金額の補助金申請を枚方市民病院は行うとともに、それに対して市は補助金を交付すべきである。

補助金算定の正確性

「救急医療に対する負担」や「高度・特殊医療に対する補助」等は、収支差額をもって補助金額としているが、算定基礎となる支出額のうち材料費(医薬品等)分は収益見積額の40%と算出している。当該40%については従前から毎年同一率を使用しているものの、特に40%が算出された根拠はない。実際に2年後の精算時に40%と実際の材料費率(病院全体の収益に対する材料費の割合)との差額をもって

精算しているが、出来るだけ実態に近い数値（例えば、前年度実績値等）をもって材料比率を算出し、材料費に関する補助金額を算出すべきである。

なお、平成 18 年度予算より材料比率を 34%と下げて算出しているが、これは院外処方に伴い、材料比率が下がったため、との説明を市から受けた。しかし、救急医療においては院内処方のみで診療しているため、「救急医療に対する負担」分の材料費は院内処方の影響を受けない別の材料比率で算出すべきである。

システム構築等の対応が必要と考えられるが、救急医療、保健事業、高度医療といった補助金の算定区分ごとに材料費等の費用を区分することが必要である。

市民病院への補助の見直し

平成 16 年度病院事業会計に対する一般会計からの補助金の総額は 1,095,574 千円である。なお、一般会計会計からの補助金の比率（繰入率）について、全国の自治体病院（平成 16 年度）と比較すると次のとおりとなる。病院により医療の内容が異なるため単純比較はできないが、市の病院事業の繰入率は、全国平均を上回っている。

(単位:千円)

	枚方市民病院	全国自治体病院合計	市立病院合計	全国自治体病院のうち400床以上500床未満病院の合計
収益的収入 A	6,266,365	4,158,646,844	1,771,388,037	622,073,496
うち一般会計からの補助金 (事業に関するもの) B	912,673	536,988,448	149,591,234	74,755,898
収益的収入に対する補助金比率 B/A	14.6%	12.9%	8.4%	12.0%

(出典:平成16年度地方公営企業年鑑)

市民病院では、平成 12 年に一連の不祥事が発覚したあと、少子高齢化の急速な進展や疾病構造の変化、医療制度改革、競合環境等の影響により患者数及び収益が大幅に減少し、平成 16 年度末累積欠損金が 33 億円にも上っている。さらに平成 18 年より関西医科大学附属病院が枚方市民病院近隣に開設しており、競合環境はさらに厳しいと思われる。

こうした中、市としては平成 13 年以降、「市民病院基本問題懇談会」、「市民病院基本構想検討会議」の設置及び検討のまとめを行い、平成 17 年 3 月に「市立枚方市民病院基本計画」を策定している。「市民病院基本問題懇談会」による報告書の中において「市民病院でなければ果たしえない機能がなければ、税の投入を行う病院として存続させる理由はない」といった点が指摘されている。また「市立枚方市民病院基本計画」において「市民病院が果たすべき役割・機能」を策定している。

当該報告書及び基本計画の指摘内容も踏まえ、市民病院としての機能を選別することが求められる。

現在、市民病院への補助金額は、地方公営企業法第 17 条で規定される金額をもって市へ予算申請したあと、査定により金額が決定されている。確かに市の財政難

の中で補助金額を第 17 条で認められる金額全額とすることは不可能と考えられるが、毎年、補助金額予算申請総額の削減による査定で金額を決定するのではなく、市民病院として必要な機能を選別した上で、選別した機能に対しては適切な補助金額を確定し、交付することが必要である。

平成 18 年の医療法改正による公的医療を担う社会医療法人制度の整備、地方独立行政法人制度の制定等、公的病院の運営形態に様々な選択が可能となった現在、公的病院の淘汰がさらに進むもの、と考える。こうした厳しい環境の中で、枚方市民病院が市民の期待に応え、果たすべき役割を厳密に選別していくことが求められる。

4. 街かどデイハウス事業補助金（表番号 4）

(1) 補助金等の概要

交付先：街かどデイハウス（平成 17 年度はアップルグランデイハウス他 6 件）	
開始年度：平成 10 年度	所管部署：健康部 高齢社会室
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 4 章 健康で心豊かな自立と共生のまち 第 2 節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる 2. 自立を支援する (1) 高齢者の自立を支援する	
根拠規程：(市) 枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱、(府) 大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金交付要綱、(府) 街かどデイハウス支援事業実施要綱	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	35,069	43,244	40,445	49,000
うち、府補助額	26,288	32,433	30,238	36,750
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	44,666	53,248	51,539	58,457

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

介護保険制度下で自立の高齢者等に対する介護予防を図りつつ、地域で高齢者の自立生活を支えられるよう既存施設を活用し、住民参加による柔軟できめ細やかなサービスを提供する住民参加型非営利団体等を支援し、もって在宅高齢者の保健福祉の向上に資することを目的とする（大阪府の「街かどデイハウス支援事業実施要綱」第 1 条より）。

補助金等の対象事業の概要

介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定で非該当と判定された在宅の高齢者（市長が認める者を含む。）の介護予防を図るため、地域の既存施設を活用して住民参加によるきめ細かな生活支援に資するサービスを提供する（「枚方市街かどデイハウス事業補助金交付要綱」第2条より）。

補助金額の算定根拠

(A) 事業費

1施設につき1年度当たり600万円を限度として以下の基準による。

【食事提供のある場合】

$(570 \text{ 円 / 時間}) \times \text{利用時間} \times 0.9$

【食事提供のない場合】

$\{(570 \text{ 円 / 時間}) \times \text{利用時間} - (390 \text{ 円 / 人日}) \times \text{利用人数}\} \times 0.9$

【介護浴加算】

$(310 \text{ 円 / 人日}) \times \text{利用人数} \times 0.9$

(B) 初度設備費

事業実施に必要な備品購入費及び軽易な施設改修費として初年度に限り1施設につき100万円を限度に交付。

これらについて府が3/4、市が1/4を負担する。

(2) 意見

街かどデイハウスへの補助の考え方

市は毎年、予算の範囲内で次年度の開所数及び補助対象数を決定しており、毎年補助対象数を1～2箇所ずつ増やしている。

現在、補助対象となっている街かどデイハウス以外に、市内5箇所でボランティアが集会所・自宅等を活用した街かどデイハウスに準じた事業を実施している。うち、1箇所は補助を受けて、運営基準を満たした事業を実施したいとの要望があるが、補助を受ける順番待ちの状態であるとのことである。

予算の事情により毎年1箇所ずつ補助対象数を増やすのではなく、適切な支援計画をもって対応していくべきであるが、当該補助の目的である「高齢者等に対する介護予防」への達成にどの程度貢献しているか不明である。

そのためには、市の高齢者保健福祉計画等において、介護予防のためにはどの程度設置させたいのか（あくまでも住民主導による設置であるが）明記することが望まれる。市の高齢者保健福祉計画（第3期）（計画期間は平成18年度から平成20年度）においては、街かどデイハウス支援事業の概要と実績の紹介はされているものの、今後の支援計画及び達成目標が明記されていない。市における高齢者（65歳以上）数は平成17年10月時点で64,534人、高齢化率15.8%であるのに対し、

平成 25 年度には 92,985 人、高齢化率 23.6%と増加することが試算されている。高齢社会の中、他の類似したサービスも包含した介護予防に対する市の詳細な対応プランの策定が求められる。介護予防・在宅福祉に関する事業として街かどデイハウス支援事業以外に「生きがい活動支援通所事業(自立者向けデイサービス)」、「福祉入浴事業」等がある。各事業の市における優先順を決定し、各事業の年度実施計画を策定及び公表し、予算措置へと反映させることが必要である。

今後は、支援計画に対応した計画的な街かどデイハウス設置への積極的な補助が求められる。

街かどデイハウスへの検査の充実について

市は毎年、各街かどデイハウス担当者を市役所に来庁させ各施設に対する検査及び指導を実施している。また、必要に応じて随時施設に赴き調査を実施している。また、市は、街かどデイハウスから「ハウス日誌・利用者状況表」の提出を受け、運営基準(提供時間4時間以上/日、提供日3日以上/週、利用者人数5人以上/日)どおり運営されているかを確認しているとのことである。しかし、1年分をまとめて「ハウス日誌・利用者状況表」の提出を受け、検査しているため、このうち、1カ月分の一部抜き取り検査を行っている。1年分の枚数が多いために検査数が少なくならざるを得ない実態は理解できるが、補助金を受けることの条件の確認手続きであるため、精度を上げた検査を行うことが望まれる。3カ月ごと等、適時に提出を受け、検査を実施する等の対応が望まれる。当該検査方法により、施設に対する不正への牽制ともなることができる。

さらに、補助目的に従って補助金を使用した旨をどのように確かめたのか、検査手続き及び検査結果の文書化が必要である。また、検査内容の一定の水準を確保するために、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。

街かどデイハウスに対する実績報告書の記載充実化等の指導について

各施設の利用者当たり負担金は異なるとのことであるが、街かどデイハウスが市に提出する実績報告書上の利用者負担金は、すべての団体が食事負担を除き同一金額の記載となっている(利用料57円/時間、入浴料31円)。これは、府の補助基準額に合わせたものであると思われるが、実際入金額との差額の処理が事業経費決算書上どこにも表れていない。また、食費収入と食材費が同額と記載されている施設がある。食事は内部調理であるのに、このように一致するとは考えにくい。収支計算書にこのような不自然な記載をしている理由として、大阪府の補助金額上限が規定されていることにより、正しい実績値を収支計算書に記載しても補助金額が同額となるためとのことである。

今後は、各施設の資金収支実態を明らかにし、市が各施設の事業運営実態を確認

できるためにも、市は各施設へ正しい収入額、支出額を収支計算書に記載するよう指導することが求められる。

また、適切な運営（職員体制、サービス内容の充実等）への指導は当然のこととして、収入の帳簿記帳の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性（使用の事実と使途区分）について今以上に注意を払い指導を実施すべきである。特に、金額的に大きい人件費（給料・賃金）については、職員名簿、出勤簿及び給与台帳の作成義務とともに、給料については受領書又は振込記録の入手及び保管を義務付けるよう指導することが必要である。

さらに、各団体で入金や支出に関する帳簿記載及び「ハウス日誌・利用者状況表」の正確な記載の徹底を指導することが必要である。

補助金額算出根拠の検討について

当該補助制度は人件費を補助対象経費として想定したものであることが補助金算定根拠より推測される。これに対して施設運営経費の主なものは人件費等と家賃であるが、家賃（月額）は、団体により0円から120千円と大きな開きがある。そして、市からの補助金が総額で上限6,000千円であることから、家賃の多寡が人件費等に充てる補助金額に影響してくる。

以上より、家賃の差により人件費に大きな差が生じることでサービスの内容に差が出てくることは好ましくなく、街かどデイハウスの運営維持という補助目的に適した補助金額算定方法とするために、補助金を人件費に対するものと家賃等の経費に対するものに区分して算定すべきである。なお、この場合、現在は賃料0円の団体についても仮に自宅使用であるならば適正な価格により家賃として計上することを認める等の手当ても必要となる。

5. 障害者福祉作業所運営補助金（表番号5）

(1) 補助金等の概要

交付先： 障害者福祉作業所（平成17年度19件）	
開始年度： 昭和56年度	所管部署： 福祉部 障害福祉室
施策との関係： （「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より） 第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち 第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる。 2. 自立を支援する (2) 障害のある人の自立を支援する	
根拠規定： （市）枚方市障害者福祉作業所運営補助金交付要綱、（府）大阪府障害者作業所運営事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	平成 16 年度 (決算)	平成 17 年度 (予算)	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (予算)
市補助額	171,934	155,000	128,439	136,000
うち府補助額	58,550	55,000	42,538	45,000
うち国補助額	-	-	-	-
対象事業費	186,238	158,482	146,056	140,063

(注1) 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

障害者福祉作業所を運営するものに対し、障害者福祉作業所運営補助金を交付することにより、障害者の社会参加を促進し、もって障害者の福祉の向上に資することを目的とする(要綱第1条より)。

補助金等の対象事業の概要

要綱第3条に規定されている要件(市内に所在し、利用者7人以上在籍等)に該当する障害者福祉作業所を補助対象とする。

補助金額の算定根拠

補助金の金額は、障害者福祉作業所の運営に要する費用のうち、市長が必要として認めた経費(指導員人件費、使用料、賃借料、備品購入費、労働保険料等の運営に必要な諸経費)の合計と7,300,000円のうちいずれか少ない方の金額(以下、当該金額分を「基礎分」という。)に、さらに次の金額を加算する。

(市独自負担の加算分)

利用者の中に重度障害者が含まれているとき	当該者1人につき月額10,000円
対象経費として認めた使用料及び賃借料のうち土地又は建物に係るもの(市長が認めたものに限る)が月額40,000円を超えるとき	月額40,000円を超過した額の1/2 (月額30,000円を限度)
対象経費の中に労働保険に要する経費が含まれているとき	労働保険に要する経費の額

府は、補助対象経費合計額と6,500,000円(利用人員数により4,500,000円の場合もある)のいずれか低い額の1/2を負担している。

(2)意見

決算報告書、試算表、附属明細書の提出

要綱第19条では、実績報告書、決算報告書、試算表及び附属明細書を市に提出することを規定している。しかし、実績報告書のみの提出であり、決算報告書、試算表、附属明細書は提出されていない。

実績報告書の添付資料として、試算表及び附属明細書まで提出を求めることは要綱の趣旨や実態にそぐわない。要綱第19条において規定する提出書類を実績報告

書及び決算報告書又は収支報告書とすべきである。なお、作業所では収支記録による帳簿管理が一般的であり、実際には実績報告書に収支報告書を添付して提出を受けている。

実績報告書（成績報告書）提出期日

要綱第 19 条において、実績報告書及びその添付資料を 3 月末日までに提出することが規定されている。これは地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号^(注)において、相手方の行為の完了があった後に支出する補助費等については、履行確認の日の属する年度に歳出を計上するように定められているためと考えられる。また、「枚方市補助金等交付規則」の第 14 条「補助事業者は、補助事業完了後 2 週間以内に又は交付の決定に係る 3 月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。」に従っているとのことである。

(注)地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号において「歳出の会計年度所属は、次の区分による。工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定している。規定中の「当該行為の履行」とは、履行確認（検査）の日によって左右されるのが原則と解されている（昭和 38 年 12 月 19 日 各都道府県総務部長宛、行政課長通知より）。

しかし、3 月末日までの事業の報告を同日の 3 月末日までに提出することを求めることは時間的余裕が全くなく、現実的には対応が難しいと思われる。

履行確認とは、額の確定までは求めておらず、履行の事実の確認で足りると一般には解されている。年度末までに実績報告書を提出することは実務上困難である現状から、3 月末日までに他の手段で履行の事実の確認を行い、補助事業の実施の旨のみを 3 月末日までに確認し、その後実績報告書及びその添付資料の決算報告書等の提出期日を 3 月末日以降の日までとし、補助金額を確定させるよう要綱の見直しを図る必要がある。

実情に合った提出期日を規則上で規定することが求められ、適度な実績報告書作成期間を設けた提出期日を各補助金要綱等で規定し、枚方市補助金等交付規則においては具体的な提出期日を設けるべきではない。

さらに、地方自治法施行令の解釈では 3 月末日までに履行確認（検査）を行うことを求められているが、実務に対応させるためには、3 月末日まで履行していたことを 4 月以降の適切な時期に確認することで足りる、と解釈することも可能ではないかと思慮する。

補助金算定上の補助対象経費の重複

当補助金は(1)のとおり、3つの市独自負担の加算分を設けている。要綱の規定によると、当該加算額の対象経費としている使用料及び賃借料、労働保険料に

については、基礎分の補助対象経費にもこれらの経費は含まれているため、補助対象として二重集計されることになる。1つの補助対象経費に対して二重に補助する計算方法となっており、基礎分の補助対象経費には使用料及び賃借料、労働保険料を含めるべきではない。

しかし、現実には要綱で規定する計算方法で補助金を集計せず、市長が補助対象経費として適当と認める費用のみを補助する旨を規定している要綱第4条を全件適用し、二重に補助しないようにしている。例外的な条項である要綱第4条があるため、要綱に違反はしていないが、交付対象全件を当該例外規定の対象としていることとなる。要綱を現状に即した算出方法の記載とすべきである。

検査方法の確立と文書化

各施設からの決算報告書提出時と同時に帳簿、領収書が提示され、市はこれらの書類の整合性等を検査しているとのことである。しかし、実際に行った検査手続きやその実施結果を文書化した検査記録を作成していない。補助金を補助目的に従って使用したことを事後的に確認した検査記録に記載することが求められる。また、検査内容の一定の水準を確保するために、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。

さらに、検査の前提条件として、運営状況の適切性（職員体制、サービス内容の充実等）、収入の帳簿記録の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性（使用の事実と用途区分）について現地へ出向いた調査・指導を行うべきである。

障害者福祉作業所の合併に対する補助について

枚方市における障害者福祉作業所は、小規模授産施設への移行等により年々減少し、平成17年度現在は19件である。しかし、これらの施設は障害者自立支援法の施行に伴い平成25年度までに地域活動支援センター型へ移行する場合、登録人数が10人以上である、法人格を取得する等の要件が原則として求められる。

市においては障害者福祉作業所へのニーズに対応しつつ、地域活動支援センター型へスムーズに移行できるよう、小規模の障害者福祉作業所の合併を促進させることが必要である。今後、合併促進のための補助金制度の構築が望まれる。

6. 精神障害者小規模通所授産施設運営補助金（表番号6）

(1) 補助金等の概要

交付先： 精神障害者小規模通所授産施設（平成17年度7施設）	
開始年度： 平成14年度	所管部署： 福祉部 障害福祉室
施策との関係：（「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より） 第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち 第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる。 2.自立を支援する (2)障害のある人の自立を支援する	
根拠規定： （市）枚方市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱、（府）大阪府小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱、（国）精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱	

（単位：千円）

	平成16年度 （決算）	平成17年度 （予算）	平成17年度 （決算）	平成18年度 （予算）
市補助額	108,532	108,550	108,038	108,550
うち府補助額	31,675	31,675	31,675	31,675
うち国補助額	36,750	36,750	36,750	36,750
対象事業費	110,394	109,943	110,050	110,169

（注1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

小規模通所授産施設の運営の安定化を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図ることを目的とする（要綱第1条より）。

補助金等の対象事業の概要

社会福祉法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人による市内に所在する小規模通所授産施設の運営事業が補助金等の対象事業である。

補助対象経費は小規模通所授産施設の運営に要する費用のうち次に掲げるものである。ただし、市長が不相当と認める費用についてはこの限りではない。

1) 給料、賃金、職員手当、旅費、共済費等の人件費、2) 報償費、3) 消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費等の需要費、4) 通信運搬費、5) 委託料、6) 使用料及び賃借料、7) 備品購入費、8) 負担金

補助金額の算定根拠

補助金の金額は、小規模通所授産施設の運営に要する費用のうち、市長が必要として認めた経費（給料等の人件費、使用料及び賃借料等）の合計と10,999,920円（利用者数が15人以上の場合は14,299,920円）のうちいずれか

少ない方の金額（以下、当該金額分を「基礎分」という。）に、さらに次の金額を加算する。

（市独自負担の加算分）

利用者の中に重度障害者、心身障害者が含まれているとき	重度障害者 1 人につき月額 25,000 円 重度心身障害者 1 人につき月額 40,000 円
対象経費として認めた使用料及び賃借料のうち土地又は建物に係るもの（市長が認めたものに限る）が月額 40,000 円を超えるとき	月額 40,000 円を超過した額の 1 / 2 （月額 50,000 円を限度）
対象経費の中に労働保険に要する経費が含まれているとき	労働保険に要する経費の額
法人運営に係る会計経理等に係る研修及び技術的な支援に係る経費を支出しているとき	当該経費の額の 1 / 2 （月額 30,000 円を限度）

（2）意見

決算報告書、試算表、附属明細書の提出

要綱第 16 条第 2 項では、実績報告書、決算報告書、試算表及び附属明細書を市に提出することを規定している。しかし、実績報告書ののみの提出であり、決算報告書、試算表、附属明細書は提出されていない。

実績報告書の添付資料として、試算表及び附属明細書まで提出を求めることは要綱の趣旨や実態にそぐわない。要綱第 16 条第 2 項において規定する提出書類を実績報告書及び決算報告書又は収支報告書とすべきである。なお、各施設では収支記録による帳簿管理が一般的であり、実際には実績報告書に収支報告書を添付して提出を受けている。

実績報告書（成績報告書）提出期日

要綱第 16 条第 1 項において、実績報告書及びその添付資料を 3 月末日までに提出することが規定されている。これは地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号^{（注）}において、相手方の行為の完了があった後に支出する補助費等については、履行確認の日の属する年度に歳出を計上するように定められているためと考えられる。また、「枚方市補助金等交付規則」の第 14 条「補助事業者は、補助事業完了後 2 週間以内に又は交付の決定に係る 3 月末日のいずれか早い期日までに成績報告書を市長に提出しなければならない。」に従っているとのことである。

（注）地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号において「歳出の会計年度所属は、次の区分による。工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定している。規定中の「当該行為の履行」とは、履行確認（検査）の日によって左右されるのが原則と解されている（昭和 38 年 12 月 19 日 各都道府県総務部長宛、行政課長通知より）。

しかし、3 月末日までの事業報告を同日の 3 月末日までに提出することを求めることは時間的余裕が全くなく、現実的には対応が難しいと思われる。

履行確認とは、額の確定までは求めておらず、履行の事実の確認で足りると一般には解されている。年度末までに実績報告書を提出することは実務上困難である現状から、他の手段で履行の事実の確認を行い、補助事業の実施の旨のみを3月末日までに確認し、実績報告書及びその添付資料の決算報告書等の提出期日を3月末日以降の日までとし、補助金額を確定させるよう要綱の見直しを図る必要がある。

実情に合った提出期日を規則上で規定とすることが求められ、適度な実績報告書作成期間を設けた提出期日を各補助金要綱等で規定し、枚方市補助金等交付規則においては具体的な提出期日を設けるべきではない。

さらに、地方自治法施行令の解釈では3月末日までに履行確認（検査）を行うことを求められているが、実務に対応させるためには、3月末日まで履行していたことを4月以降の適切な時期に確認することで足りる、と解釈することも可能ではないかと思慮する。

補助金算定上の補助対象経費の重複

当補助金は（１）のとおり、4つの市独自負担の加算分を設けている。要綱の規定によると、当該加算額の対象経費としている使用料及び賃借料、労働保険料及び法人運営に係る会計経理等の経費については、基礎分の補助対象経費にもこれらの経費は含まれているため、補助対象として二重集計されることになる。1つの補助対象経費に対して二重に補助する計算方法となっており、基礎分の補助対象経費にはこれらの経費を含めるべきではない。

しかし、現実には要綱で規定する計算方法で補助金を集計せず、市長が不相当と認める費用は補助しない旨を規定している要綱第4条を全件適用し、二重に補助しないようにしている。例外的な条項である要綱第4条があるため、要綱に違反はしていないが、交付対象全件を当該例外規定の対象としていることとなる。要綱を現状に即した算出方法の記載とすべきである。

検査方法の確立と文書化

各施設からの決算報告書提出時と同時に帳簿、領収書が提示され、市はこれらの書類の整合性等を検査しているとのことである。しかし、実際に行った検査手続き及びその実施結果を文書化した検査記録を作成していない。補助金を補助目的に従って使用したことを事後的に確認した検査記録に記載することが求められる。また、検査内容の一定の水準を確保するために、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。

さらに、検査品質の充実化のための具体例として、家賃加算補助の確認書類として賃貸借契約書コピーを入手しているが、うちA作業所の契約は、自動更新の旨が

契約条項として記載されているため、自動継続の旨について賃貸者が入手している領収書等の証憑をもって確認することが求められる。

7. 私立保育所運営費補助金（表番号7）

(1) 補助金等の概要

交付先：私立保育所	
開始年度： 昭和 45 年度	所管部署：福祉部 子育て支援室
施策との関係：（「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より） 第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち 第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む 1. 乳幼児の健やかな成長を支える	
根拠規程：(市)枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱 (市)枚方市小規模保育所運営費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	818,873	885,829	820,976	875,905
うち、府補助額	69,002	73,060	15,958	18,696
うち、国補助額	134,141	149,401	117,986	122,043
対象事業費	1,174,612	-	1,142,682	-

（注1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

要綱によると、次のとおりである。「私立保育所における保育内容の充実を図ることを目的とする（枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱より）」、「小規模保育所における保育内容の充実を図ることを目的とする（枚方市小規模保育所運営費補助金交付要綱より）」

なお、枚方市小規模保育所運営費補助金交付要綱（以下、「小規模要綱」という。）は、小規模保育所（現在は定員 21 人）に一般的な規模（定員 90 人から 120 人規模の保育所が多い）の保育所に対する補助金算定ルール（枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。））をそのまま適用すると一般的な規模の保育所と整合性が取れない部分が出てくるため、別途算定ルールとして設けたものである。

補助金等の対象事業の概要

私立保育所へは児童福祉法第 51 条に基づき市が保育所運営経費を支出している。しかし当該支出は同法第 45 条で規定する最低基準を維持するための経費であり、多様化、高度化する保護者からの要請には十分応えているとは言い

難しい。

そこで、延長保育、障害児保育、食物アレルギー児童への対応等の保育の充実や在宅の子育て支援のための地域活動のために必要な費用の一部を補助するものである。

補助金額の算定根拠

要綱及び小規模要綱に補助種別毎に補助要件、補助対象経費、算定基準が詳細に定められている。

(2)結果

実績報告書の入手遅れ

要綱第14条及び小規模要綱第15条に「補助事業者は、交付決定を受けた年度の3月末日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。」と定められている。これは、地方自治法施行令第143条第1項第4号において、相手方の行為の完了があった後に支出する補助費等については、履行確認の日の属する年度に歳出を計上するように定められているためと考えられる。

しかし、市は3月末日までに、実績報告書の提出を求めておらず、平成17年度においては、平成18年3月20日付事務連絡で、4月11日までに提出するように、各保育所に通知している。履行確認の日が平成18年度であれば、補助金を平成18年度の支出として認識することになる。

要綱及び小規模要綱と相違している。

なお、履行確認とは額の確定までは求めておらず、履行の事実の確認で足りると一般には解されている。保育所に3月末日までに実績報告書の提出を求めるとは困難であると思われるので3月末日までに履行の事実の確認を行い、その後実績報告書の提出を求め、補助金額を確定させるように要綱及び小規模要綱の見直しを図る必要がある。

しかし、履行の事実の確認も厳密に行うとなれば、補助対象の保育所の業務（延長保育の実施など）が完了するのは、3月31日の夜半過ぎと思われるため、確認はそれ以降となる。したがって、実務的には3月20日頃にその時点まで補助対象業務がなされたことを確認し、かつ3月末日までの業務継続の確約書を園から徴収することによって、履行の事実を合理的に確認したとして、容認されるのではないかと思われる。しかしながら、履行の確認手続の程度については一般的な指針はないようなので、他市の事例あるいは、国等の見解を確認して、枚方市における履行の確認手続を検討する必要がある。

8. 水資源関係経費補助金（表番号 8）

(1) 補助金等の概要

交付先：枚方市水道局	
開始年度： 昭和 56 年度	所管部署：環境保全部 衛生管理課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 1 章 人と自然が共生する環境保全のまち 第 2 節 健康に生活できる安全な環境をつくる 1. 澄んだ大気や清らかな水を確保する （4）安全でおいしい水を供給する	
根拠規程：（国）地方公営企業法、（国）平成 17 年度の地方公営企業繰出金について（通知）（平成 17 年 4 月総務省通知）	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	196,903	196,506	196,506	196,125
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	489,960	898,180	861,875	841,520

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

市の説明によると「水道事業の経営の健全化と、それに伴う水道料金の抑制のための補助」である。具体的には次の借入金返済及び債券償還のための資金の補助である。

独立行政法人水資源機構等（以下、「水資源機構」という。）が行った「琵琶湖総合開発事業」に参加することで市水道局は水利権を取得し、その取得代金に水資源機構に対する割賦負担金（いわゆる借入金。平成 4 年～平成 26 年の 22 年間で返済予定。）と企業債を充てている。枚方市水道局が当該負担金の元利返済及び企業債の元利償還を行っているが、その返済及び償還金の一部を枚方市一般会計が水道事業会計へ補助することにより上記目的を達成しようとするものである。

補助金等の対象事業の概要

市の説明によると「生活用水その他の浄水の市民への供給とそれに伴う各種業務」である。

補助金額の算出根拠

「平成 17 年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（平成 17 年 4 月総務省通知）によれば、「国庫補助金の対象となった水道水源施設に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の三分の一に相当する企業債に係る元利

償還金及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の三分の一とする。」
となっている。

当該通知を受け、当初返済及び償還予定額の1/3を補助金として一般会計から水道事業会計へ交付している。

(2) 意見

補助金額と実際の返済金額の相違に関する負担について

市水道事業会計は人件費抑制及び外部委託推進等の経費削減効果により、平成12年度より黒字を計上している。従って、平成17年度においては独立行政法人水資源機構等に対する元利返済及び償還金を予定よりも約4億円多く繰上返済をしている。しかし、平成17年度は元利償還金と割賦負担金の当年度返済・償還額実績ではなく、当年度返済予定額の1/3を市の一般会計は水道局へ補助金として交付している。

(1) に記載しているとおり「平成17年度の地方公営企業繰出金について(通知)」より、一般会計が繰出金(補助金)として交付すべき金額は実返済予定額の1/3、と市は解釈しているとのことであるが、市の財政事情により、繰上償還分の1/3は通知文書から算定される補助金額から削減し、一般会計から交付しなかったとのことである。しかし、当該繰上償還分の1/3について、一般会計ではなく水道事業会計が負担する分として認識しているのではなく、暫定的に補助金額を決定したことによる措置であったとのことである。

市の財政事情により、実際の補助金額を通知で規定されている補助金額より削減することも理解できるが、当該削減分について水道事業会計が負担するものであるのか、今後一般会計が負担することになるのか、市全体(水道局含む)として認識を統一し、今後の予算策定、水道事業の将来収支計画に反映させていくことが求められる。

また、平成17年度水道事業会計決算における当年度純利益は573百万円、未処分利益剰余金は907百万円と財務状況は良好であり、今後再び繰上償還を行う可能性がある。その場合の補助金負担関係がどうなるのか、さらに財政状況が良好である水道事業会計に対して一般会計が交付する補助金額はどうあるべきなのか、検討することが必要である。

補助金交付要綱の整備

当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。

9. 枚方市市街地再開発事業補助金（表番号9）

(1) 補助金等の概要

交付先：施行者、再開発準備組織及び特定建築者	
開始年度：交付実績なし (但し事業及び補助制度開始は平成17年度)	所管部署：都市整備部 市街地整備課
施策との関係：（「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より） 第2章やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち - 第3節人にやさしく 安全な交通体系をつくる - 1. 交通の流れを円滑にする - (1) 市内の道路網 を整備する	
根拠規程：(市)枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱、(国)都市再開発法、 (国)都市計画法、(国)市街地再開発事業補助（一般会計）交付要綱（建設省 都市局長通達）	

（単位：千円）

	平成16年度 (決算)	平成17年度 (当初予算)	平成17年度 (決算)	平成18年度 (当初予算)
市補助額	-	75,500	-	-
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	37,750	-	-
対象事業費	-	860,400	-	-

(注1) 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。
 なお、平成17年度当初予算については、対象事業費860,400千円
 に対して、枚方市75,500千円（内、37,750千円は国補助額）、寝屋
 川市498,100千円（内、249,050千円は国補助額）、大阪府ゼロの補
 助の予定で市は予算編成している。

補助金等の目的

都市再開発法第122条第1項の規定に基づき、本市の区域内において施行される市街地再開発事業の施行者等に対し、枚方市市街地再開発事業補助金を交付することにより、本市の区域内における円滑な市街地の再開発を進め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする（市要綱第1条より）。

補助金等の対象事業の概要

(A) 香里園駅東側の状況

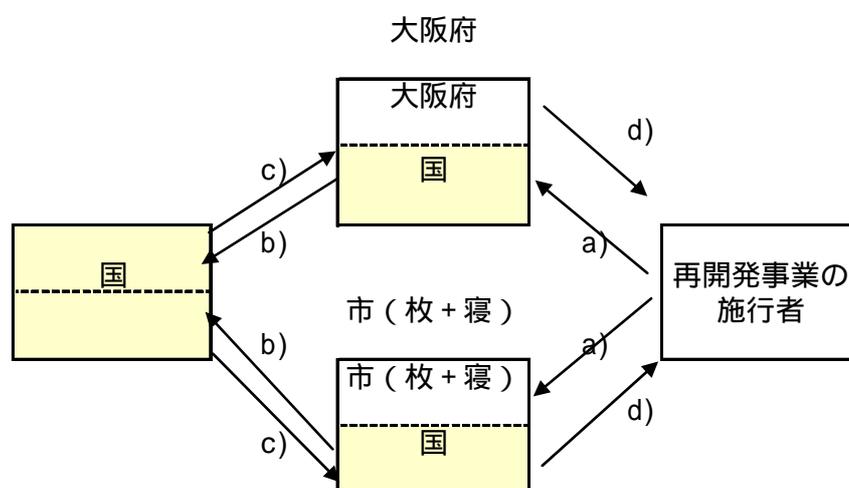
- a) 駅の1日乗客数が約7万人あるにもかかわらず、香里園東地区はバスターミナルが脆弱な上、慢性的な渋滞発生や、歩道空間が確保されていないという交通環境上の課題がある。
- b) また、にぎわいのある駅西側に対して、駅東側は、移転予定の関西医科大学香

里病院（昭和 22 年開院）を中心に空き店舗の多い商店街や老朽化した木造住宅が密集している地域である。

(B) 以上の状況の中、地域の権利者が平成 15 年 5 月に準備組合を設立、平成 17 年 8 月に都市計画決定、平成 18 年 6 月に大阪府知事の認可により市街地再開発組合の設立に至った。

(C) 都市再開発法は、市街地再開発事業の施行者（当該事業の場合は、再開発組合、特定建築者：施行者を除く施設建築物の建築を行う者）に対する補助制度を定めている。

(D) 当該補助金に関する事務手続及び資金の流れの概要は次のとおり。



- 再開発事業施行者は、大阪府、市（枚方市、寝屋川市）に対して補助金の申請を行う。
- 大阪府、市（枚方市、寝屋川市）は国に対して国庫補助金の交付申請を行う。
- 国は、大阪府、市（枚方市、寝屋川市）に対して補助金の交付を行う。
- 大阪府、市（枚方市、寝屋川市）は再開発事業施行者に対して、それぞれc)で交付された国の補助金と同額の負担をし、合わせて府費及び市費として再開発事業施行者に補助金の交付を行う。

「市街地再開発事業補助（一般会計）交付要綱（建設省都市局長通達）」及び「府覚書」（後述（ E ）参照）に基づき、補助対象事業費の 1 / 6 を市（枚方市と寝屋川市）、1 / 6 を大阪府、1 / 3 を国が負担する。市負担分については、「寝屋川市覚書」（後述（ E ）参照）に基づき、面積按分をベースにして算出された負担割合により算出した額を枚方市、寝屋川市が各々負担する。残り 1 / 3 を再開発組合が負担する。

なお、事業期間に亘る香里園東地区市街地再開発事業総事業費（当該補助事業の対象とならない事業費も含む。）は再開発組合の事業費が 27,085 百万円、特定建築者制度を活用する第 2 街区の事業費は 6,038 百万円で、その内、枚方市の負担する補助金額は 284 百万円と、市の担当課は把握しているとのことである。

(E) 平成 17 年度から事業が開始されたにも関わらず、平成 17 年度補助金執行額及び平成 18 年度予算額がゼロの理由

府、枚方市、寝屋川市の当事業に係る補助金額の負担割合は、後述のとおりだが、各年度の各々の負担については年度毎に協議するものと定められている（府「香里園駅東地区第一種市街地再開発事業の補助金に関する覚書」（以下、「府覚書」という。）寝屋川市「香里園駅東地区市街地再開発事業に関する覚書」（以下、「寝屋川市覚書」という。）より）。負担割合に関する協議は、国庫補助の予算要望の段階で毎年、府、枚方市、寝屋川市で行われているということである。

平成 17 年度について、予算作成時には、年度中に事業計画、組合設立、権利変換まで事業が進むと考え、枚方市負担分は 75 百万円と予算編成をしていた（（1）（注1）を参照）。しかし実際は権利変換まで事業は進まず、全体の事業費は 246 百万円にとどまり、負担割合は計算上、国 82 百万円、府 41 百万円、市（枚方市 5 百万円 + 寝屋川市 36 百万円）41 百万円、組合 82 百万円の負担になった。府が地方分（府 + 市）を全額負担したため、枚方市の負担はゼロになった。

また、平成 18 年度予算についても、府が地方分（府 + 市）を全額負担することが三者協議で決まっているため、枚方市の負担はゼロになっている。

補助金額の算定根拠

補助金の額は、調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、付帯事務費の合計額に 1/3 を乗じて得た額とする（枚方市 + 寝屋川市の支出額が 1/3 であり、国負担分も含む）。この経費の認定は国庫補助における経費の認定に準じて行うものとする（市要綱第 5 条 1、2 より）。

(2) 意見

将来負担額の取り決めの必要性

(現状)

枚方市は、翌年度の予算については、施行者作成の事業計画の中の資金計画に基づいて、施行者、大阪府、寝屋川市と確認しながら予算措置を行っているとのことである。

一方で枚方市は、施行途中年度の各年度の市負担計画額については、事業計画の総事業費における負担割合（（1）参照）で計算している。そして、各年度の実績は枚方市、大阪府、寝屋川市との補助金負担に関する覚書（「府覚書」^(注1)、「寝屋川市覚書」^(注2)）に基づいて毎年度枚方市と大阪府、寝屋川市との三者協議によって決まるため、各年度の計画値と実績値は、乖離してしまうことが予想される。実際、平成 17 年度の市負担当初予算額（75 百万円）と実績値（ゼロ）（（1）（E）参照）は乖離している。

また、枚方市、大阪府、寝屋川市との補助金負担に関する覚書においては、補助金合計額や枚方市補助金額に該当する具体的な金額の記載がない。

(注1)「府覚書」第2条(補助金)より

第2条 甲(大阪府)及び乙(枚方市)は、本事業(香里園駅東地区第1種市街地再開発事業)に係る補助金について、国庫補助事業期間における各々の補助金の合計が同額になるように調整するものとする。

2 甲及び乙は、各年度の本事業に係る補助金について、双方の補助金の合計額を国庫補助基本額の2/3以内とし、各々の補助金額については、年度毎に協議するものとする。

(注2)「寝屋川市覚書」第3条(甲乙の負担)より

第3条 本事業(香里園駅東地区第1種市街地再開発事業)に係る都市再開発法第121条第1項の規定による負担金及び法第122条第1項の規定による補助金は、別表に掲げる区分に応じて、同表に定める負担割合により算出した額を、甲(寝屋川市)乙(枚方市)各々が組合に対して直接負担する。

2 各年度において前項の負担割合によることが困難な場合においては、本事業の施工期間内で甲乙各々の総負担額が同項の負担割合になるように調整を行うものとする。

(問題点)

当該市街地再開発事業の補助金は、基本的に大阪府と市(枚方市+寝屋川市)が1/3(ただし、内1/2の財源は国からの補助)ずつ同額を負担するものである(「市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱」、「府覚書」、「寝屋川市覚書」より)。

そして、施行途中年度の各年度の負担額については、施行者作成の事業計画に基づいた負担計画はあるが、実際の負担額については、年度毎に、国庫補助の予算要望の段階で地方公共団体負担分について三者で協議して決められている。しかし、その三者協議によって決められる各年度の各地方公共団体負担額について、枚方市は、大阪府、寝屋川市との間で書面により確認をしていない。

ただし、担当者によると、平成18年9月現在、枚方市、寝屋川市間では各年度の補助金実績額については確認書を取り交わすことを双方検討、協議中とのことである。

(意見・改善案)

大阪府、寝屋川市との事業期間における補助金総額と各地方公共団体の補助金総負担額は、事業計画では明らかにされているが、枚方市は、今後の財政計画の明確化のために、各年度における各地方公共団体の補助金負担額について、書面にて大阪府、寝屋川市と三者で確認することが望ましいと考える。

具体的には、年度当初の適切な時期に、各地方公共団体負担分の負担割合を各々が協議し書面により確認し、さらに、毎年度補助事業が完了したときはすみやかに、補助金事業の決算書により各地方公共団体の補助金負担額を書面にて確認することが望ましい。

10. 自治会館建設助成金（表番号 10）

(1) 補助金等の概要

交付先： 火葬場建設事業地周辺地区及び第 2 清掃工場事業周辺地区の自治会 （平成 17 年度 1 自治会）	
開始年度： 平成 17 年度	所管部署： 重点プロジェクト推進部 東部整備室
施策との関係： （「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 1 章人と自然が共生する環境保全のまち - 第 2 節健康に生活できる安全な環境をつくる - 澄んだ大気や清らかな水を確保する - 環境負荷の少ないごみ処理システムを整備する	
根拠規定：(市)枚方市自治会館建設助成金の交付に関する特別措置規則	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （予算）
市補助額	-	12,000	12,000	20,000
うち府補助額	-	-	-	-
うち国補助額	-	-	-	-
対象事業費	-	16,450	16,450	44,000

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

火葬場建設に係る事業地及び第 2 清掃工場建設に係る事業地の周辺の住民自治組織（自治会）に対し、自治会館建設助成金交付規則（「1. 自治会館建設等助成金」参照）を適用する場合における特例を平成 21 年 3 月末日まで定めている（規則第 1 条より）。

補助金等の対象事業の概要及び補助金額の算定根拠

当制度は「自治会館建設等助成金」（「1. 自治会館建設等助成金」参照）制度に比べて助成限度額が高額である。

助成対象事業	助成対象額	助成限度額	参考:自治会館建設等助成金制度における助成対象額	同左制度の助成限度額
自治会館を新築する場合	当該建築費	1,000万円	当該建築費	500万円
自治会館を改築する場合				
自治会館を増改築する場合				
自治会館を増築する場合		500万円		250万円
自治会館を修繕する場合	当該修繕費	500万円	-	-
自治会館に係る土地を取得する場合	当該取得費の3/4に相当する額	1,200万円	当該取得費の2/3に相当する額	1,200万円

(2)意見

建設後の利用状況の把握

市は自治会館の建設後における会館の利用状況の報告を補助の対象とした自治会に求めている。また、補助対象である自治会からの自治会館運営規則の提出は任意のものとしており、義務付けていない。

自治会館運営規則の市への提出を義務付けることが必要である。

助成金交付時には自治会館運営規則を設け、自治会館の運営が公平かつ活発なものとなるように市は指導しているが、実際にその運営が地域住民の福祉の向上に資するものとなっているか確認することも必要である。これは、火葬場、第2清掃工場建設に係る事業地の周辺の自治会であっても同様に確認することが求められる。

事業報告書の内容充実について

補助対象先の自治会は事業完了後に事業報告書を市へ提出しているが、実際に自治会館が建設された状況を確認できることが望ましい。例えば、補助対象の自治会館の写真を添付して事業報告書を提出するよう規定化することが求められる。

11. 幼稚園就園奨励費補助金（表番号 11）

枚方市私立幼稚園幼児保育助成金（表番号 12）

(1) 幼稚園就園奨励費補助金の概要

交付先：保護者（公立） 幼稚園設置者（私立）	
開始年度： 昭和 49 年度	所管部署：学校教育部 児童生徒課
施策との関係： （「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 5 章ふれあい、学びあい、感動できるまち - 第 1 節自他を生かす力を持つ子どもたちを育む - 1 . 乳幼児の健やかな成長を支える - (3) 個性を尊重し、主体性を養う乳幼児教育の向上を図る	
根拠規程：(市) 枚方市立幼稚園保育料等の減免に関する要綱 (市) 枚方市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 (国) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	337,341	374,122	330,968	370,241
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	89,093	93,641	86,119	86,388
対象事業費	-	-	-	-

補助金等の目的

国の要綱によると、次のとおりである。「家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。」

市では国の要綱を受けて、市立幼稚園に園児が在籍する世帯に対して、枚方市立幼稚園保育料等の減免に関する要綱を、私立幼稚園に園児が在籍する世帯に対して、枚方市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を整備した。

補助金等の対象事業の概要及び補助等金額の算定根拠

枚方市立幼稚園に園児が在籍し、下記表に該当する世帯に属する園児の保護者に対して、同表右欄の金額を限度として減免する。ただし、入園料及び保育料の総額を超えることはできない。（公立）

対象世帯	年額（平成 17 年度）		
	1 人目	2 人目	3 人目以降
生活保護・市民税非課税・市民税所得割非課税世帯	20,000 円	43,000 円	65,000 円

私立幼稚園に園児が在籍する世帯のうち下記表に該当する世帯に対して、園

が入園料及び保育料の減免措置を講じた場合、園に対して補助金を交付する。
ただし、交付額は同表右欄に定める額を限度とする。(私立)

対象世帯	年額(平成17年度)		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護・市民税非課税世帯	139,100円	197,000円	254,000円
市民税所得割非課税世帯	105,400円	177,000円	247,000円
市民税所得割課税額 17,200円以下の世帯	80,800円	162,000円	242,000円
市民税所得割課税額 124,400円以下の世帯	56,800円	147,000円	237,000円

(2)枚方市私立幼稚園幼児保育助成金の概要

交付先：保護者	
開始年度： 昭和42年度	所管部署： 学校教育部 児童生徒課
施策との関係： (「第4次枚方市総合計画基本構想 第2編 部門別計画」より) 第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち - 第1節自他を生かす力を持つ子どもたちを育む - 1. 乳幼児の健やかな成長を支える - (3) 個性を尊重し、主体性を養う乳幼児教育の向上を図る	
根拠規程： 枚方市私立幼稚園幼児保育助成金支給規則	

(単位：千円)

	平成16年度 (決算)	平成17年度 (当初予算)	平成17年度 (決算)	平成18年度 (当初予算)
市補助額	209,162	204,950	206,635	201,950
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	-	-	-	-

助成金等の目的

規則によると、次のとおりである。「私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対し、私立幼稚園幼児保育助成金を支給することにより、幼児の保育の助成を図ることを目的とする。」

助成金等の対象事業の概要及び助成金額の算定根拠

私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対して、同表右欄の金額以内の助成金を支給する。

対象保護者	年額(平成17年度)
枚方市私立幼稚園就園奨励費補助金の対象となる保護者	25,000円
上記以外の保護者	50,000円

(3)意見

補助金の統合について

幼稚園就園奨励費補助金及び枚方市私立幼稚園幼児保育助成金は、実質的には、共に保護者に対する助成である。また、助成の目的は共に、園児の保護者を経済的に支援し、幼稚園教育の振興を図ることである。

枚方市私立幼稚園幼児保育助成金は、所得が多い世帯に支給額が高くなっているが、対象世帯の区分からも明らかなように幼稚園就園奨励費補助金と枚方市私立幼稚園幼児保育助成金を一括りで捉えれば合理的なものと考えられる。つまり、幼稚園就園奨励費補助金及び枚方市私立幼稚園幼児保育助成金は、実質的な交付先及び目的が同じ助成であり、補完的な関係もある。

したがって幼稚園就園奨励費補助金と枚方市私立幼稚園幼児保育助成金を区分する積極的な必要性は乏しい。統合することで、交付事務の負担を軽くし、内容をさらに整備して合理的な助成として市民に対して理解しやすい制度とするべきである。

12. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金（表番号 13）

(1)負担金の概要

交付先：枚方寝屋川消防組合	
開始年度： 昭和 23 年度	所管部署：危機管理部
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 2 章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち 第 1 節 快適でやすらぎのあるまちをつくる 3 . まちの安全を確保する (2) 火災・危険物事故等の災害を防ぐ	
根拠規程：(市)枚方寝屋川消防組規則、(国)地方自治法	

(単位：千円)

	平成 16 年度 (決算)	平成 17 年度 (当初予算)	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (当初予算)
枚方寝屋川消防組合	8,319,772	8,046,984	8,175,391	7,930,579
国・府補助金等	83,341	241,844	419,629	213,213
枚方市寝屋川市負担額	8,236,431	7,805,140	7,755,762	7,717,366
市負担額	4,885,360	4,645,881	4,632,580	4,619,926

(注 1)枚方市寝屋川市負担額は経常経費部分と特別経費部分に区分される。(平成 18 年度予算における経常経費は 7,341,303 千円、特別経費は 376,063 千円である。)

負担金の目的

市の説明によると、「本市が構成団体となっている一部事務組合である枚方寝屋川消防組合の組織・設備を整備強化することにより、市民の生命・身体・財産を守り、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を実現する」とのことである。

負担金の対象事業の概要及び負担金額の算定根拠

一部事務組合とは地方公共団体の事務のそれぞれの一部を共同で処理するために設置された組合のことである。一地方公共団体では対応できない、あるいは複数で取り組んだ方が効率的と考えられる事務に対して、設立されることが一般的である。

組合規約によって、枚方寝屋川消防組合の経常経費は次の分担割合によって負担すると定められている。

	分担割合
経常経費の100分の20	均等割
経常経費の100分の40	世帯割
経常経費の100分の40	人口割

世帯割及び人口割の基礎は、関係市の前年9月末日現在における住民基本台帳の世帯数及び人口による。

なお、平成18年度の場合の具体的な按分割合は次のとおりである。

	枚方市		寝屋川市		合計	
均等		50.0000%		50.0000%		100.0000%
世帯数(世帯)	158,406	61.2072%	100,397	38.7928%	258,803	100.0000%
人口(人)	403,907	62.4249%	243,122	37.5751%	647,029	100.0000%

枚方市 : $50.0000\% \times 20/100 + 62.4249\% \times 40/100 + 61.2072\% \times 40/100 = 59.4529\%$

寝屋川市 : $50.0000\% \times 20/100 + 37.5751\% \times 40/100 + 38.7928\% \times 40/100 = 40.5471\%$

(2)意見

世帯数と人口の算出について

市の説明によると、枚方寝屋川消防組合の経常経費の按分方法として、枚方市域に勤務している消防職員の人件費や枚方市域にある設備の維持経費等を枚方市が負担し、寝屋川市域のそれらは寝屋川市が負担するという考え方が寝屋川市議会で議論されているとのことである。また、このような議論も受けて、枚方寝屋川消防組合では、組合経費の一層の適正化に向け、現在構造改革に取り組んでいるとのことである。

そうした状況下にあって、現在の按分の考え方(均等割、世帯割、人口割による)を用いるのであれば、住民基本台帳には外国籍の住民が漏れている。現時点における外国籍住民数を含めることによる影響は小さいものと推測されるが、世帯数及び人口は住民基本台帳に外国人登録原票を加算した数値を用い

ることを検討すべきである。

将来の消防力の維持について

枚方寝屋川消防組合は職員数の適正化に努め、新規採用の抑制等により職員数を削減してきた。組合においても平成 19 年度から団塊世代の職員の大量退職がスタートし、平成 28 年度までの 10 年間で 310 人の職員が退職する。平成 18 年 4 月 1 日現在の職員総数が 704 人であり、10 年間で退職者は約 45%になる。

退職者からの知識・技術の継承や計画的な人員の充足が必要であり、さらに組合が有する消防力（消防行政サービス水準）の維持のためには計画的にこれらを実行し、予算策定に反映していく必要がある。

13. スポーツ振興センター負担金（表番号 18）

(1) 負担金の概要

交付先：独立行政法人日本スポーツ振興センター	
開始年度： 昭和 35 年度	所管部署：学校教育部 児童生徒課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 5 章ふれあい、学びあい、感動できるまち - 第 1 節自他を生かす力を持つ子どもたちを育む - 2 .児童・生徒の学ぶよるこびを育み、生きる力を養う - (3) 子どもたちを育む地域・教育環境を整える	
根拠規程：(国) 独立行政法人スポーツ振興センター法、(国) 独立行政法人スポーツ振興センター施行令	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	29,705	34,330	32,262	32,865
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
うち、保護者負担額	11,813	13,426	12,901	12,780
対象事業費	29,705	34,330	32,262	32,865

（注 1） 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

負担金の目的

市の説明によると、「学校園の管理下で発生した事故を原因とする負傷・疾病・障害・死亡について、医療費・見舞金を支給する公的共済制度」とのことである。

負担金の対象事業の概要

当該制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者(公立は教育委員会、私学は理事長)との契約(ただし保護者の同意が必要)により、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ掛金を負担する三者による互助共済制度である。学校園の管理下における児童生徒園児の保護者へ給付金が支払われる。市の担当課によると、全国一律の基準で低廉な掛金で高水準の給付が可能な制度であり、義務教育諸学校の加入率は全国で99%以上になっているとのことである。

負担金額の算定根拠

- (A) 根拠法令等 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条、8条、10条及び18条
独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条
災害共済給付契約書

(B) 掛金内訳

(単位:円)

		掛金	控除額 (国庫補助)	差引 支払額	支払額内訳	
					市負担額	保護者 負担額
小 中 学 校	一般	945	0	945	485	460
	準要保護(注)	945	230	715	715	0
	要保護(注)	65	10	55	55	0
幼稚園		295	0	295	130	165

- (注) 要保護とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。
準要保護とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令に定める者をいう。

(C) 共済契約の対象

義務教育諸学校、幼稚園

市は、上記の学校園の他、枚方市立の保育所についても共済契約の対象としている。その契約者は市立保育所の設置者である枚方市の代表者である市長であり、事務処理は市長部局の福祉部子育て支援室でされている。

掛金支払いのスケジュール

各年度、5月31日までに設置者からセンターに掛金を支払うこととされているため、設置者はまず保護者分も含めセンターに掛金を支払う。そして、準要保護者の認定が確定(9月下旬頃)後に各学校園は、一般児童生徒(要保護者、準要保護者

以外)の保護者負担の加入金について保護者より預かり、それを10月末までに設置者に納付している。

(2)意見

要保護者数の正確な集計について

(現状)

災害共済給付契約の共済掛金は、各年度、5月1日において在籍する児童生徒等(一般児童生徒、準要保護、要保護から構成される)の数に基づき計算された共済掛金を5月31日までに支払わなければならない(センター法施行令第9条より)。そして掛金の額は、一般児童生徒・準要保護と要保護とは異なっている((1)(B)参照)。

平成17年度の要保護者数について、掛金支払時に集計された人数である845人は、実際の5月1日の人数である852人と異なっている。これは、掛金支払時の集計人数(845人)は、各学校が5月現在で掴んでいる要保護者数情報に基づき、担当課で集計された人数だが、5月1日の正確な要保護者数が保護課から児童生徒課を通じて各学校に通知されるのは6月以降になるため、要保護者数に変更があった場合、各学校が5月現在で掴んでいる要保護者数は必ずしも正確な人数ではないためである。

(問題点)

センターは、支払期限までに設置者が共済掛金を支払わない場合においては、当該支払期限の経過後当該災害共済給付契約に係る年度内に共済掛金を支払った場合における当該支払った日以後当該年度内に発生した児童生徒等の災害に係る災害給付を除いては、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わない(センター法施行令第11条より)。

そうすると、仮に5月1日現在で要保護から準要保護または一般に変更されているが、それを学校が把握できていない児童生徒がいたとすると、この児童生徒が6月に学校で災害にあった場合、この児童生徒は5月1日では要保護として学校で認識され、担当課は準要保護・一般の掛金額をセンターへ支払っていないため、共済給付は受けられない。またこの児童生徒は6月には要保護ではなくなっているため、生活保護法の医療扶助も受けられないということになる。

(意見・改善案)

正確な要保護者数の把握のために、要保護から一般・準要保護への変更及び一般・準要保護から要保護への変更があった場合に、保護者から各学校長に遅滞なく報告してもらうよう通知を徹底することが必要である。また、要保護への変更があ

った場合、保護者からの報告を受けた各学校長が、その事実を担当課へ遅滞なく報告するよう指導を徹底することも必要である。

各学校園での保護者からの加入金の入金チェックについて

(現状)

児童生徒の保護者からの加入金(保護者負担分)は各学校園で一旦預かり、各学校園から担当課へ全額送金する((1)参照)。平成17年度は全員加入しており、各学校園からの加入金の送金は漏れなく行われているとのことである。

担当課によると、ある小学校では、年度当初(4月)に年間で保護者から徴収する給食費等の学校諸経費額の内訳を保護者全員に文書で通知し、そして、毎月必要な学校諸費を保護者に文書で通知の上、指定の保護者口座から引き落とししており、センター加入金は9月の引き落としとのことである。

(問題点)

現在、各学校園で保護者からの集金状況の管理はしていると思われるが、担当課では各学校園からの入金管理をしているのみで、各学校園での保護者からの集金管理の状況についてはチェックをしていない。

平成17年度は、保護者からの加入金については保護者全員分を回収できたということだったが、今後、保護者からの加入金につき未収金が発生することは考えられる。現状では、集金管理は学校任せのため、未収金が発生した場合、回収のための対応が遅れる学校園が出る可能性がある。

(意見・改善案)

今後は各学校園での未収金管理の状況について、担当課は各学校園を調査・指導するべきである。

14. 政務調査費（交付金）（表番号 19）

(1) 補助金等の概要

交付先：枚方市議会議員（平成 17 年度 35 件）	
開始年度：平成 13 年度	所管部署：市議会事務局 庶務課
施策との関係：「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」の体系外	
根拠規程：（国）地方自治法、（市）枚方市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市補助額	31,906	34,560	32,632	34,560
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	31,906	34,560	32,632	34,560

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

補助金等の目的

地方自治法第 100 条第 13 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」とあり、当該地方自治法の規定に基づき枚方市議会議員に対して政務調査費を交付する。

補助金等の対象事業の概要

議員は次の各号に掲げる経費に政務調査費を使用するものとし、他の経費に充ててはならない（条例第 6 条より）。

- 市政に関する調査研究及び研修に係る経費
- 議員活動についての市民への広報・広聴に係る経費
- 上記に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

補助金額の根拠

市は議員に対し「枚方市報酬及び費用弁償条例」第 2 条に則り月額 766,000 円～669,000 円の報酬を支給しており、さらに政務調査費として議員 1 人につき月額 80,000 円を交付している（条例第 3 条より）。なお、大阪府下市町村における政務調査費制度の状況を分析したところ次のとおりである。

	議員数 (H17.11.1時点、 人) A	政務調査費年合計額(円) B	人口(人) C	議員1人あたり年 額政務調査費 (円) B/A	人口1人あたり年 額政務調査費 (円) B/C
大阪市	88	633,600,000	2,635,415	7,200,000	240
堺市	68	244,800,000	832,287	3,600,000	294
東大阪市	50	120,000,000	510,117	2,400,000	235
羽曳野市	20	28,800,000	120,426	1,440,000	239
吹田市	36	47,520,000	351,489	1,320,000	135
富田林市	21	24,600,000	132,992	1,171,429	185
松原市	20	20,400,000	127,105	1,020,000	160
池田市	24	23,040,000	102,363	960,000	225
茨木市	32	30,720,000	267,916	960,000	115
大東市	17	16,320,000	129,304	960,000	126
寝屋川市	32	30,720,000	245,096	960,000	125
枚方市	36	34,560,000	409,024	960,000	84
交野市	17	15,300,000	79,223	900,000	193
和泉市	26	21,840,000	182,369	840,000	120
柏原市	20	16,800,000	76,334	840,000	220
高槻市	36	30,240,000	359,086	840,000	84
豊中市	36	30,240,000	387,185	840,000	78
八尾市	34	28,560,000	273,940	840,000	104
泉佐野市	23	16,560,000	102,295	720,000	162
門真市	28	20,160,000	134,414	720,000	150
河内長野市	22	15,840,000	118,819	720,000	133
藤井寺市	18	12,960,000	66,950	720,000	194
守口市	29	20,880,000	148,200	720,000	141
岸和田市	28	16,800,000	204,577	600,000	82
泉南市	20	12,000,000	66,077	600,000	182
箕面市	25	13,500,000	127,304	540,000	106
四條畷市	17	8,160,000	57,449	480,000	142
摂津市	23	8,280,000	84,785	360,000	98
泉大津市	16	4,800,000	78,397	300,000	61
大阪狭山市	18	4,320,000	58,302	240,000	74
貝塚市	22	5,280,000	90,404	240,000	58
太子町	13	3,120,000	14,680	240,000	213
阪南市	20	4,800,000	59,316	240,000	81
河南町	14	2,520,000	16,826	180,000	150
高石市	17	3,060,000	61,258	180,000	50
千早赤阪村	10	1,800,000	6,696	180,000	269
豊能町	18	3,240,000	24,804	180,000	131
熊取町	18	2,160,000	44,279	120,000	49
能勢町	13	1,560,000	12,891	120,000	121
島本町	16	0	29,492	0	0
田尻町	13	0	7,954	0	0
忠岡町	18	0	18,247	0	0
岬町	15	0	18,948	0	0
				平均	128

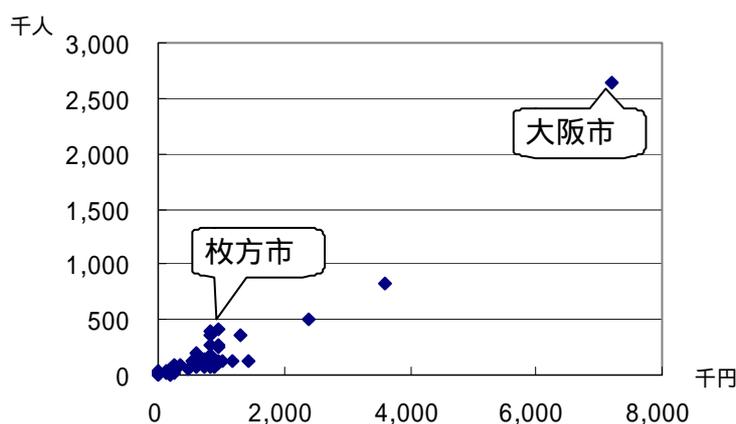
(注1) 議員数は「大阪府市町村ハンドブック（平成17年11月大阪府総務部市町村課編集）」より。

(注2) 政務調査費は各市町村の条例をもとに算出。会派に対する交付分も合計している。

(注3) 人口は平成18年10月時点又は近隣月を原則として抽出。

各市町村における議員 1 人あたり政務調査費はさまざまであるが、人口規模が大きい市町村ほど議員 1 人あたり政務調査費が多額となっている傾向がある。枚方市は大阪府内市町村別に見た人口規模は上位に位置し、議員 1 人あたり政務調査費については 84 円/人・年であり、大阪府内の平均値 128 円/人・年を下回っている。

議員1人あたり年政務調査費(X軸)と人口(Y軸)



(2)意見

領収書の公開について

市議会では平成 13 年度より議員に対して政務調査費に関する収支報告書の提出を義務付け、同時にその確認のために議員の合意のもとで全ての領収書の提出も受けている。

その後、平成 16 年 2 月枚方市議会第 2 次議会改革懇話会^(注)報告書において、政務調査費の公開及び使途基準については、「収支報告書に主要な支出内訳を記載すること。及び領収書の添付を義務付けること。また、これらについては平成 16 年度に向けて速やかな制度改正を行う必要があること。」とし、「その改善は関係条例や施行規則の改正が年度途中になることがあっても、平成 16 年度当初にさかのぼって適用されるべきです。」とまとめ、議長に報告している。

(注) 枚方市議会第 2 次議会改革懇話会とは、各会派から 1 議員が参加し、開催していた懇話会である。

これを受け、市は平成 17 年 2 月に政務調査費マニュアルを改訂し、議員に対して収支報告書のほかに主要な支出内訳書の添付を義務付けた。

条例第 7 条第 1 項において、議員は政務調査費に係る収支報告書を議長に提出することを義務付けられており、収支報告書以外の書類である領収書等の提出を義務付けられていない。平成 13 年度当初より、議員による領収書の一時的な提示が行われ、議長の指示により市議会事務局が収支報告書及び領収書の内容チェックを実施しているとのことであるが、領収書は任意提出であることから住民情報公開の対

象書類として位置づけられていない、として領収書の住民への公開を平成 18 年 9 月現在も行っていない。

政務調査費の交付対象である研究研修、調査等はその性質から、交付を受けることによる成果が必ずしも明確ではない。したがって、その用途を厳密に規定し、用途基準どおり使用しているか確認することが重要であり、市民からの信頼にこたえるべく情報の公開度を高めることが必要である。市議会は用途を政務調査費マニュアルにより厳格に定め、領収書の内容チェックを議長の指示により市議会事務局が実施しているものの、用途基準どおり使用していることを証明する領収書等を情報公開の対象とすべきである。

そのためにも、平成 16 年 2 月枚方市議会第 2 次議会改革懇話会報告書を踏まえ速やかに条例改正により領収書提出を義務化すべきである。

なお、市議会では、領収書等の提出の義務付けと交付月額 1 万円減額を平成 19 年度分の政務調査費から適用すべく、この平成 18 年 12 月議会に議員により条例改正案を提出し議決されたとのことである。

収支報告書の開示について

政務調査費の使用状況について、何ら枚方市ホームページ上に情報開示していない。情報公開請求といった手段を採用しなくとも政務調査費の使用状況を市民に理解してもらうために、ホームページといったアクセスしやすい情報を利用して主な収支項目別金額を全議員合計ベースで開示することが適当である。

第5 結果及び意見がない監査対象補助金等の概要

1. 電子入札システム運営事業負担金（表番号 14）

(1) 負担金の概要

交付先：大阪電子自治体推進協議会	
開始年度：平成 15 年度	所管部署：財務部 総合契約検査室
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 6 章 みんなでつくる分権・市民参加のまち 第 2 節 分権時代に対応した 地方自治の拡充を図る 1. 自治体行政の能力向上を図る （3）行政改革を 推進し、小さくても仕事のできる市役所を確立する	
根拠規程：大阪電子自治体推進協議会会則	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市負担額	5,026	15,401	12,128	16,860
うち、府補助額	-	-	-	-
うち、国補助額	-	-	-	-
対象事業費	112,178	88,165	80,322	95,150

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

負担金の目的及び対象事業の概要

枚方市は大阪電子自治体推進協議会（以下、「協議会」という。）の「電子入札事業」部会に参加し、電子入札を実施している。電子入札とは、インターネット上で入札事務を行うものであり、入札の競争性、透明性、客観性が高くなると言われている。

協議会は、大阪府と府内全市町村が平成 14 年 4 月に設立した団体である。協議会の会則によるとその目的は次のとおりである。「本協議会は、大阪府及び大阪府内全市町村が連携・協働して、情報システム及び情報ネットワークを整備・運営するとともに、これらの企画・研究・調整等を通じて、電子自治体の実現と地域情報化の推進に寄与することを目的とする。」

負担金額の算定根拠

協議会の会則によると、本協議会の会員は、会費および事業負担金を納めなければならない。会費は総会で、事業負担金は事業部会で定め総会で承認することとなっている。枚方市が参加する「電子入札事業」には現在 7 市が参加しており、協議会における電子入札事業の負担率は次のとおり定められている。

$$\text{負担率} = 0.5 \times \text{当該団体人口} / \text{参加全団体人口} + 0.5 \times 1 / \text{参加全団体数}$$

2. 北河内広域リサイクル共同処理事業負担金（表番号 15）

（1）負担金の概要

交付先：北河内 4 市リサイクル施設組合	
開始年度：平成 16 年度	所管部署：環境事業部 減量総務課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 1 章 人と自然が共生する環境保全のまち 第 1 節 資源を循環させ環境を大切に するまちをつくる 1. 資源を循環させてごみを減らす（1）ごみの発生抑制（リデュース）資源の再利用・再生利用（リユース・リサイクル）を進める 北河内広域リサイクル共同処理事業	
根拠規程：（市）北河内 4 市リサイクル施設組合同約、（国）地方自治法	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
北河内 4 市リサイクル施設組合	109,728	78,427	410,057	1,217,368
国補助金等	0	20	338,034	1,045,120
4 市負担額	109,728	78,407	72,023	172,248
市負担額	39,035	21,987	19,165	67,714

（注 1）平成 17 年度の北河内 4 市リサイクル施設の建設経費については、6 月補正予算で計上しているため、当初予算額と決算額には乖離がある。

負担金の目的

一部事務組合に対する分担金であり、組合同約によると、次のとおりである。
 「関係市で発生する一般廃棄物のうち容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一の七の項及び八の項に掲げる特定容器の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。」

なお、関係市とは枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市である。

負担金の対象事業の概要

平成 9 年 4 月にいわゆる容器包装リサイクル法が制定され、市町村が容器包装の収集分別等の義務を負うことが定められた。大阪府北河内では複数での市町村で対応すべく協議が重ねられ、平成 16 年 6 月 1 日に関係市による北河内 4 市リサイクル施設組合が設立された。

組合は、混合収集されたその他プラスチック製容器及びペットボトルを選別・圧縮梱包する施設（北河内 4 市リサイクル施設）の造成設計を平成 18 年

3月に行い、同年6月に建設に着手した。なお北河内4市リサイクル施設は平成20年1月から稼働を予定している。

負担金額の算定根拠

組合規約によって、北河内4市リサイクル施設組合の経費は次の分担割合によって負担すると定められている。

(1) 施設建設経費及び維持管理経費

	負担割合
経費の100分の10	均等割
経費の100分の45	人口割
経費の100分の45	世帯割

世帯割及び人口割の基礎は、関係市の前年9月末日現在における住民基本台帳及び外国人登録原票の世帯数及び人口による。

(2) 共通経費のうち議会関係経費 議員選出区分数割で負担する。

(3) 共通経費のうち議会関係経費以外の経費 均等割で負担する。

なお、平成18年度の場合の施設費建設経費及び維持管理経費の具体的な按分割合は次のとおりである。

	枚方市		寝屋川市		四條畷市	
均等		25.0000%		25.0000%		25.0000%
人口(人)	408,326	51.5805%	246,482	31.1360%	57,578	7.2734%
世帯数(世帯)	161,161	51.0268%	102,776	32.5409%	22,501	7.1243%
議員数	5	38.4616%	4	30.7692%	2	15.3846%

	交野市		合計	
均等		25.0000%		100.0000%
人口(人)	79,243	10.0101%	647,029	100.0000%
世帯数(世帯)	29,398	9.3080%	258,803	100.0000%
議員数	2	15.3846%	13	100.0000%

枚方市 : $25.0000\% \times 10/100 + 51.5805\% \times 45/100 + 51.0268\% \times 45/100 = 48.6733\%$
 寝屋川市 : $25.0000\% \times 10/100 + 31.1360\% \times 45/100 + 32.5409\% \times 45/100 = 31.1547\%$
 四條畷市 : $25.0000\% \times 10/100 + 7.2734\% \times 45/100 + 7.1243\% \times 45/100 = 8.9789\%$
 交野市 : $25.0000\% \times 10/100 + 10.0101\% \times 45/100 + 9.3080\% \times 45/100 = 11.1931\%$

3. 楠葉中宮線整備負担金（表番号 16）

(1) 負担金の概要

交付先：独立行政法人都市再生機構	
開始年度：平成 16 年度	所管部署：土木部 道路整備課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 2 章やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち－第 3 節人にやさしく 安全な交通体系をつくる－ 1. 交通の流れを円滑にする	
根拠規程：都市計画道路楠葉中宮線の整備に関する基本協定書、楠葉中宮線の 整備事業に関する全体協定書、各年度の費用負担契約書及び費用負担契約の一 部を変更する契約書	

（単位：千円）

	平成 16 年度 （決算）	平成 17 年度 （当初予算）	平成 17 年度 （決算）	平成 18 年度 （当初予算）
市負担額 （外、翌年度繰越額）	120,076 （ - ）	129,000	28,051 （ 19,749 ）	106,112
うち、府補助額	-	-	-	-
上記の外、都市再生機構立 替分（外、翌年度繰越額）	87,300	61,100	7,284 （ 4,916 ）	35,626
対象事業費 （外、翌年度繰越額）	401,376 （ - ）	325,500	51,319 （ 35,681 ）	220,906

（注 1）対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

（注 2）市負担額は、市が都市再生機構より請求された金額である。
この外、対象事業費には、都市再生機構が国庫補助事業手続きを行い、
国から直接補助を受けている額^(*)が含まれる。

（*）都市再生機構が国から補助を受けた額は次のとおり。
平成 16 年度（決算）194,000 千円
平成 17 年度（予算）135,400 千円
平成 17 年度（決算）15,984 千円（外、翌年度繰越額 11,016 千円）
平成 18 年度（予算）79,168 千円

（注 3）都市再生機構立替分の償還条件は次のとおりである。

工事の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 3 年を限度として
その支払を据置、据置期間満了の日の翌日から当該据置期間を含めて
20 年以内に元利均等年賦の方法（有利子）により支払う。（全体協定書
第 6 条第 2 項より）

具体的には、平成 22 年度から平成 37 年度までの 16 年間で元利均等年
賦により支払う予定（割賦償還に関する契約は事業完了年度の翌年度
に締結のため現在未締結）。

補助金等の目的

枚方市北片鉾町地区防災公園街区整備事業とあわせて、災害時の避難路及び地域の緊急交通路として位置付けられる都市計画道路楠葉中宮線を一体的に整備することにより、枚方市北片鉾町地区周辺地域の防災機能の強化を図ることを目的とする（基本協定書第1条より）。

補助金等の対象事業の概要

市と独立行政法人都市再生機構（旧都市基盤整備公団）が相互協力して実施する北片鉾町地区防災公園街区整備事業の関連事業として、都市再生機構法（旧都市基盤整備公団法）の規定により、本市が都市再生機構の直接施行に同意し、都市再生機構が施行する都市計画道路楠葉中宮線の整備に要する費用として、全体協定書に定める事業費から都市再生機構が受領した国庫補助金の金額を控除した金額を負担するものである。

負担金額の算定根拠

（A）負担金額の考え方

都市再生機構法第22条にもとづき、市の負担金は、事業費から都市再生機構が受領した国庫補助金を控除した額とする（全体協定書第5条より）。

（B）具体的な金額

市と都市再生機構は、毎年度費用負担契約書及び費用負担変更契約を締結し、（A）の事業費、負担金の額を決定している。

事業費の内容は全体協定書第4条に定められている。

（全体協定書第4条要旨）

- ・事業費：802百万円（用地費534百万円、街路整備費238百万円、償還利息等29百万円）内、枚方市費461百万円と予定。
- ・用地費：土地取得代金、補償費、用地管理費、公共施設管理者負担金、事務費、利息
- ・施設費：本工事費、付帯工事費、測量試験費（文化財調査費用含む）
補償費、事務費及び利息
機械器具費及び営繕費を要する場合は計上

4. 車塚公園整備負担金（表番号 17）

(1) 負担金の概要

交付先：独立行政法人都市再生機構	
開始年度：平成 16 年度	所管部署：土木部 公園みどり課
施策との関係：（「第 4 次枚方市総合計画基本構想 第 2 編 部門別計画」より） 第 1 章人と自然が共生する環境保全のまち - 第 3 節自然となかよく暮らすまち をつくる - 2. 身近な自然をつくる - (1) 緑地や公園など身近に親しめる自然を つくる	
根拠規程：(市)枚方市北片鉾町地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書、 車塚公園の整備事業に関する全体協定書、各年度の費用負担契約書及び費用負担 契約の一部を変更する契約書	

（単位：千円）

	平成 16 年度(決 算)	平成 17 年度 (当初予算)	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (当初予算)
市負担額 (外、翌年度繰越額)	443,457 (81,202)	894,800	894,800	941,100
うち、府補助額	-	-	-	-
上記の外、 都市再生機構立替分	-	65,800	67,800	102,900
対象事業費 (外、翌年度繰越額)	714,857 (156,802)	1,511,600	1,506,600	1,566,000

(注 1) 対象事業費は補助等の対象となった事業費である。

(注 2) 市負担額は、市が独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）より請求された金額である。
この外、対象事業費には、都市再生機構が国庫補助事業手続きを行い国から直接補助を受けている額^(*)が含まれる。

(*) 都市再生機構が国より補助を受けた額は次のとおり。
平成 16 年度(決算) 271,400 千円(外、翌年度繰越額 75,600 千円)
平成 17 年度(予算) 551,000 千円
平成 17 年度(決算) 544,000 千円
平成 18 年度(予算) 522,000 千円

(注 3) 都市再生機構立替分の償還条件は次のとおりである。
工事の完了の日の属する年度（以下、「事業完了年度」という。）の翌年度から起算して 5 年を限度としてその支払を据置、据置期間満了の日の翌日から当該据置期間を含めて 20 年以内に年賦の方法（無利子）により支払う（全体協定書第 6 条 2 項より）。
具体的には、平成 21 年度から平成 25 年度を据置期間、平成 26 年度から平成 37 年度の 12 年間で支払う予定（割賦償還に関する契約は事業完了年度の翌年度に締結のため現在未締結）。

負担金の目的

本事業及び関連事業は、平成 13 年 6 月 27 日付の枚方市の都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）に対する事業要請に基づき、防災公園の整備と市街地の整備を一体的に行うことにより、枚方市北片鉾地区周辺地域の防災機能の強化を図ることを目的とする（基本協定書第 1 条より）。

補助金等の対象事業の概要

市と独立行政法人都市再生機構（旧都市基盤整備公団）が相互協力して実施する北片鉾町地区防災公園街区整備事業の関連事業として、都市再生機構法（旧都市基盤整備公団法）の規定により、本市が都市再生機構の直接施行に同意し、都市再生機構が施行する車塚公園の整備に要する費用として、全体協定書に定める事業費から都市再生機構が受領した国庫補助金の金額を控除した金額を負担するものである。

負担金額の算定根拠

（A）負担金額の考え方

都市再生機構法第 22 条にもとづき、市の負担金は、事業費から都市再生機構が受領した国庫補助金を控除した額とする（全体協定書第 5 条より）。

（B）具体的な金額

市と都市再生機構は、毎年度費用負担契約書及び費用負担変更契約を締結し、（A）の事業費、負担金の額を決定している。

事業費の内容は全体協定書第 4 条に定められている。

（全体協定書第 4 条要旨）

- ・ 事業費：6,497 百万円（用地資金 5,619 百万円、施設資金 878 百万円）、内枚方市費 4,291 百万円と予定。
- ・ 用地費：土地取得代金、補償費、用地管理費、事業経費、事務費、利息
不動産取得税が賦課された場合は別途計上
- ・ 施設費：本工事費、付帯工事費、測量試験費（文化財調査費用含む）、補償費、事務費、利息
機械器具費及び嘗繕費を要する場合は計上

以 上